

会 議 記 録

会議名 産業教育常任委員会

開催日 令和3年3月10日(水) 開会 午前 9時00分

閉会 午後 2時19分

出席者 委 員 委員長 針 谷 正 夫

小久保 かおる 坂 東 一 敏 針 谷 育 造

白 石 幹 男 広 瀬 義 明 松 本 喜 一

議 長 小 堀 良 江

傍 聴 者 森 戸 雅 孝 小 平 啓 佑 浅 野 貴 之

川 上 均 大 浦 兼 政 古 沢 ちい子

大 谷 好 一 青 木 一 男 茂 呂 健 一

内 海 まさかず 氏 家 晃 入 野 登志子

千 葉 正 弘 永 田 武 志 福 富 善 明

関 口 孫一郎 大阿久 岩 人 梅 澤 米 満

福 田 裕 司 中 島 克 訓 天 谷 浩 明

事務局職員 事務局長 神 永 和 俊 議事課長 佐 山 美 枝

主 査 新 村 亜希子 主 査 岩 川 成 生

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

産 業 振 興 部 長	福 原	誠
教 育 部 長	川 津 浩	章
生 涯 学 習 部 長	名 淵 正	己
農 業 委 員 会 事 務 局 長	田 嶋	亘
商 工 振 興 課 長	秋 間 広	行
観 光 振 興 課 長	糸 井 孝	王
農 業 振 興 課 長	櫻 井	茂
農 林 整 備 課 長	石 塚 昌	平
産 業 基 盤 整 備 課 長	中 田 芳	明
大 平 産 業 振 興 課 長	田 中 典	行
藤 岡 産 業 振 興 課 長	田 名 網	清
参 事 兼 都 賀 産 業 振 興 課 長	大 橋 嘉	孝
参 事 兼 岩 舟 産 業 振 興 課 長	苗 木	裕
教 育 総 務 課 長	江 面 健 太 郎	
参 事 兼 学 校 教 育 課 長	大 阿 久	敦
学 校 施 設 課 長	柿 沼 宏	和
保 健 給 食 課 長	五 十 畑	肇
生 涯 学 習 課 長	佐 藤 義	美
公 民 館 課 長	白 井 秀	明
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	押 山 好	孝
文 化 課 長	金 井 武	彦
文 化 課 主 幹	青 木 一	忠
文 化 課 主 幹	中 山 幸	夫
農 業 委 員 会 事 務 局 次 長	熊 倉 宜	和

令和3年第2回栃木市議会定例会

産業教育常任委員会議事日程

- 令和3年3月10日 午前9時開議 全員協議会室
- 日程第1 議案第22号 栃木市立美術館条例の制定について
- 日程第2 議案第23号 栃木市立文学館条例の制定について
- 日程第3 議案第24号 栃木市立美術館・文学館運営協議会条例の制定について
- 日程第4 議案第44号 栃木市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第45号 栃木市市民交流センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第46号 栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第48号 とちぎ蔵の街美術館条例を廃止する条例の制定について
- 日程第8 議案第49号 栃木市文化芸術施設等整備検討審議会条例を廃止する条例の制定について
- 日程第9 議案第12号 令和2年度栃木市一般会計補正予算（第11号）（所管関係部分）

◎開会及び開議の宣告

○委員長（針谷正夫君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから産業教育常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎諸報告

○委員長（針谷正夫君） 当常任委員会に付託されました案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（針谷正夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷正夫君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第22号 栃木市立美術館条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

青木文化課主幹。

○文化課主幹（青木一忠君） 改めまして、おはようございます。本日はよろしくお願いたします。

ただいまご上程いただきました議案第22号 栃木市立美術館条例の制定についてご説明申し上げます。議案書は12ページから17ページ、議案説明書はその1の4ページであります。

まず、議案説明書によりご説明いたしますので、議案説明書その1の4ページを御覧ください。提案理由であります。美術に関する市民の知識及び教養の向上、並びに特色ある観光の振興を図ることを目的として、栃木市立美術館を設置するため、栃木市立美術館条例を制定することにつきまして、議会の議決をお願いするものであります。なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案書によりご説明いたしますので、議案書の12ページを御覧ください。こちらは制定文となりますので、説明は省略させていただきます。

13ページを御覧ください。条文でございます。第1条、設置であります。美術に関する市民の知識及び教養の向上並びに特色ある観光の振興を図ることを目的として栃木市立美術館を設置するというものであります。

第2条、名称及び位置であります。名称を栃木市立美術館とし、場所は旧本庁舎と同じ入舟町7番26号とするものであります。

第3条、業務につきましては、博物館法に準じて定めておりますが、第1項の本市にゆかりのある美術品及び美術資料の収集、保管及び展示が栃木市立美術館としての特徴であり、第3項の調査研究、第5項の展覧会の開催とともに、業務の3本柱となります。

第4条、職員につきましては、館長、学芸員、その他必要な職員を置くほか、顧問を置くことができることとしております。なお、館長につきましては、本議会定例会開会日に市長の提案理由の説明の中で発言がありましたが、栃木県立美術館前技幹兼学芸課長の杉村浩哉氏にお願いしたいと考えております。杉村氏につきましては、現在のとちぎ蔵の街美術館において運営協議会の会長や美術資料選考評価委員会の会長を務めていただいております。また、今回の栃木市立美術館及び文学館の整備に当たり、栃木市文化芸術施設等整備検討審議会の副会長も務めていただいております。

14ページを御覧ください。第5条、開館時間につきましては、施設が大きくなり清掃等会館準備に時間を要するため、現在の蔵の街美術館より開始時間を30分遅らせております。

第6条、休館日につきましては、現在の蔵の街美術館や市が設置する他の資料館と同様となっております。

第7条、観覧料であります。第1項につきましては16ページの別表第1を御覧ください。収蔵品展の一般の観覧料を330円、企画展の一般の観覧料を2,200円を超えない範囲において企画展の都度、教育委員会が定める額としております。また、両展覧会とも中学生以下は無料としております。

14ページにお戻りください。第2項につきましては、障がいに係る手帳をお持ちの方及びその介助者1人は無料としております。

15ページを御覧ください。第8条、撮影等の承認及び料金につきましては、申請により承認することとしておりますが、料金につきましてはまた17ページ記載の別表第2を御覧ください。撮影、写真原板使用、模写・模造、熟覧につきましては、記載のとおり料金を定めております。

15ページにまたお戻りください。第9条、観覧料等の不還付を、第10条、観覧料等の減免を、第11条、観覧の禁止等を、第12条、損害賠償をそれぞれ定めておりますが、説明につきましては省略をさせていただきます。

第13条、運営協議会につきましては、条例で別に定めることとしておりますことから、後ほどご審議をお願いいたします。

16ページを御覧ください。第14条につきましては、委任規定となります。

また、附則であります。条例の施行期日につきましては開館を令和4年度中に予定しておりますことから、開館に係る規定については条例公布の日から2年を超えない範囲内において、規則で定める日から、それ以外の規定につきましては準備のため令和3年4月1日から施行するというものであります。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長（針谷正夫君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありませんか。

針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） 第3条の業務の中に1項、1号ですか、これは。本市にゆかりのある美術品及び美術に関する資料、ゆかりというものをどの程度に考えているのか、出身であるとか、ここで長く逗留してやったとかという、そういうくくりでよろしいのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 青木文化課主幹。

○文化課主幹（青木一忠君） お答え申し上げます。

今、委員おっしゃるとおり、本市の出身であるとか、あとは市に滞在して作品を作ったとか、そういう方々、何らかの市に関わりのある方を市ゆかりというふうに考えております。

○委員長（針谷正夫君） 針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） それでは、続いて第4条、美術館に館長、学芸員を置くということで、学芸員は3人というふうに聞いた気もするのですけれども、専門別には分かりますでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 青木文化課主幹。

○文化課主幹（青木一忠君） お答え申し上げます。

専門といたしましては、近代の絵画とか美術の者、それから近世の美術を学んできた者、あと教育普及として携わる、そういった学芸員というふうなことで考えております。

○委員長（針谷正夫君） 針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） そうすると、3人でよろしいですね。

○委員長（針谷正夫君） 青木文化課主幹。

○文化課主幹（青木一忠君） 現在は2人なのですけれども、4月からもう一人入りまして3人というようになっております。

○委員長（針谷正夫君） よろしいですか。

ほかに質疑。

白石委員。

○委員（白石幹男君） では、関連で職員のところで、顧問を置くことができるということで、これはどういう状況のとき置くのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 青木文化課主幹。

○文化課主幹（青木一忠君） お答え申し上げます。

顧問という職員というか人材ですが、本市ゆかりの美術工芸作家に精通するなど本市の美術や文化芸術の特色を把握し、美術館の運営等にアドバイスをいただけるような美術に経験豊富で、また知名度も比較的高い方というふうなことを考えておりまして、そういった方が必要になったときに

は検討するというふうに考えております。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） では、美術館が最初から顧問を置くという状況ではないということ。

○委員長（針谷正夫君） 青木文化課主幹。

○文化課主幹（青木一忠君） 当初は顧問を置くという予定は、まだありません。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） やっぱり報酬とかそういうのは、あるのではないかなと思うのですけれども、そこら辺は考えていますか。

○委員長（針谷正夫君） 名淵生涯学習部長。

○生涯学習部長（名淵正己君） 顧問につきましては、まず何で置くかということになりますけれども、栃木市立美術館、これまで蔵の街美術館としてもある程度の実績がございますけれども、何しろ1年生で始まるということで、なかなかほかの美術館からまだ信頼を得ているというようなことは言えない状況にあるということ踏まえまして、館長もそうですけれども、専門家である程度実績を積まれた方をお願いしたい。顧問につきましては、できれば、あっ、あの方かと分かるような方、特に今までお世話になったような先生方もいらっしゃると思いますので、そういう方になっていただければと考えております。まだ具体的に当たっておりませんので、今後、お願いできるかどうか検討してまいりたいと思います。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） では、14ページで観覧料ですけれども、第7条です。これ第2項のほうは観覧料は無料とするということで、障がい者の方を無料と。別表を見ますと、中学生以下は無料となっているのですけれども、なぜここに中学生以下という項目というか、入れなかったのか、別にそういう別表で定めたのか伺いたいと思います。

○委員長（針谷正夫君） 青木文化課主幹。

○文化課主幹（青木一忠君） お答え申し上げます。

表のほうに無料というふうに載せまして、分かりやすいといえますか、中学生以下は無料であるというふうなことを表示、以前の蔵の街美術館の条例のほうでもそういうふうに表示していたかと思うのですが、分かりやすいようにと思いまして表示いたしました。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） それと、今、観覧料になったので、別表の一般、この330円というのはどういう根拠なのでしょう。これ消費税が30円入っているのかなと、どういうふうに考えたらいいのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 青木文化課主幹。

○文化課主幹（青木一忠君） お答え申し上げます。

観覧料の設定につきましては、展示に係る経費、それから人件費等を考慮しまして積算をしたわけですけれども、収蔵品展としましては展示するスペースが小さい部屋を使うということで、今の蔵の街美術館におきましても300円という設定をしている。あと、県内でもそういう常設展と言われるような展覧会は大体300円というのが多いのですけれども、それに今回消費税相当分を上乗せして330円というふうにしております。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） この消費税というのは、こういう博物館というか、美術館というか、それ納めるのでしょうか、取ったものに対しては。

○委員長（針谷正夫君） 青木文化課主幹。

○文化課主幹（青木一忠君） 消費税としては納めませんが、いろいろな材料というか、展示するのに係る部分について消費税等がかかっているというふうなところから、消費税相当を上乗せしたということでございます。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） では、観覧料の減免、第10条ですけれども、これを市長が規則で定める基準に従いということで、まだ規則というのはできていないのでしょうか。どういう状況のとき減額、免除ということを想定しているのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 名淵生涯学習部長。

○生涯学習部長（名淵正己君） 減免につきましては規則で定めることになっておりまして、規則の案はできておりますけれども、条例がまだ定まっておりませんので、条例が定まりましたら規則を定めるという形になります。内容につきましては、以前、議員研究会でご説明させていただいた資料にも入っているのですが、具体的に申し上げますと、市が主催し、または共催する行事で利用するとき、市内の小学校、中学校または高等学校が教育計画に基づいて利用するとき、他の有料施設との共通入館券により観覧するとき、上記のほか減額し、または免除することが適当と認められたときということで定めたいと考えております。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） あと、教育委員会との関係ですけれども、教育委員会には文化課というのがあるのですか。そういう美術関係、そこら辺の連携というか、そういうのはどういうふうに考えていますか。

○委員長（針谷正夫君） 青木文化課主幹。

○文化課主幹（青木一忠君） 文化課の中に美術館、文学館がありますけれども、文化課とは連携を取ってやっていく形にはなりません。今、検討しているのは、というか想定しているのは、いわゆる美術館、文学館で一体といいますか、係としてはその2つの係を考えて、美術館、文学館というふうなくくりで、それと文化課があるというふうな形で組織といいますか、そういったことは検討し

ているところでございます。

○委員長（針谷正夫君） 名淵生涯学習部長。

○生涯学習部長（名淵正己君） ちょっと補足させていただきます。現在もそうなのですが、先ほどから名前が出ていますけれども、蔵の街美術館の館長が文化課の主幹という形になっておりますので、文化課の一つの組織の中に入っているという部分がございます。4月以降につきましても同じように、以前ご説明させていただいた美術館の副館長と文学館の館長は市の正規職員にしたいと考えているのですが、それ共通で兼務という形になりますけれども、同じように文化課の主幹で考えていきたいと考えております。開館後につきましては、またちょっと形は変わるかもしれませんが、来年度につきましてはそんなことで検討しているところでございますので、文化課とは一体的に運営していきたいと考えております。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） あと使用料でちょっと聞くの忘れたのですけれども、研究会のときにも言ったのだけれども、美術館と文学館の使用、共通で使えるような、そういうのも設定したほうがいいのではないかなというふうに言ったのですけれども、そこら辺は今後考えていく予定なのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 青木文化課主幹。

○文化課主幹（青木一忠君） お答え申し上げます。

共通の、文化芸術館といいますか、美術館と文学館共通で入った場合の観覧料の設定というのものを検討していきたいというふうに考えております。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 質問の前にちょっとお伺いしたいのですけれども、この美術館の第1条の設置目的として、市民の知識及び教養の向上、そして特色ある観光の振興を図るということでございますけれども、執行部としてはこれどちらをメインにお考えですか。

○委員長（針谷正夫君） 青木文化課主幹。

○文化課主幹（青木一忠君） 美術の知識の向上、美術に関する市民の知識及び教養の向上をまず第一に考えて、当然特色ある観光の振興を図るというののも必要であるというふうには考えております。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） ただいまの答弁を聞いて安心したとともに、それを受けてちょっとお伺いさせていただくわけですが、先ほどから観覧料の話が出ております。文学館と共通の入館券をつくる、それも結構でしょう。しかしながら、この観覧料のくくりが一般と中学生以下ということにくられておまして、その区分というのがいささか乱暴ではないかと私、最初に話を聞いたときから思っております。

例えば栃木市民の中で、高校生そして大学生が美術部に入っている、美術の大学校に行っている

と、そういった子供にとって、やはり美術、芸術と触れ合う機会が少しでも多いほうがいいに決まっているわけでございます。であるならば、栃木市民の中でも、市民ではなくてもいいのですが、高校生ですとか、美術大学に通っている学生ですとか、つまり収入がないけれども、将来この道に進みたいという、そういった方々の知識、教養を高めるためのお手伝いが栃木市立美術館でできるのが一番いいと、私はそう考えておまして、この観覧料の区分の中に高校生、大学生、そういった者の割引を行った上の価格設定というのを取り入れていただきたいと思うのですけれども、見解をお伺いします。

○委員長（針谷正夫君） 名淵生涯学習部長。

○生涯学習部長（名淵正己君） 今、広瀬委員からご意見をいただきましたけれども、収蔵品展につきましてはやっぱり330円という形になっておりますので、そちらについてはぜひぜひお願いしたいと考えているのですが、企画展につきましては2,200円以下ということで金額決まっておりますので、そのようなご意見も踏まえた上で検討してまいりたいと考えております。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 企画展というのは、年に数回行われる特別展示です。収蔵品展というのは、常日頃、在庫である美術品を展示しているということでございます。私がお願いしたいのは、いつでもそこに行って美術の目を養うことができる機会を与える、それが一番重要だと申し上げているわけで、どうせ年間ランニングコストが1億3,000万円でしたか、かかるわけです。しかし、観覧料等で収入見込額がたしか年間3,000万円というお話でしたよね。それだけ金額に差異があるのであれば、学生の美術に対する好奇心、探究の心というのを摘む、そういったことのないような価格設定をぜひ取り入れていただきたい。これは年間通じてそういう価格設定にしなければ意味がないと私は思います。もう一度お伺いしますが、再考のお考えはありますか。

○委員長（針谷正夫君） 名淵生涯学習部長。

○生涯学習部長（名淵正己君） 当初につきましては、これでもお願いできればと。そのようなご意見も十分踏まえまして、検討させていただきたいと思います。

○委員長（針谷正夫君） ほかに質疑はありませんか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 今の答弁ですと、やるのかやらないのかはっきりしたお答えではないというふうに思います。私からすれば、これはちょっと譲れないなど。もうちょっとある程度確約めいた、ではいつ頃そういった相談をして、いつ頃結果を教えていただけるのか、それを最後にお聞きしたいと思います。

○委員長（針谷正夫君） 名淵生涯学習部長。

○生涯学習部長（名淵正己君） 令和4年度中の開館ということで今進めているわけでございますけれども、まずは開館させていただいた中で、皆様のご意見を聞きながら再度検討させていただき

ればと思います。

○委員長（針谷正夫君） ほかに質疑はありませんか。

針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） 栃木市立美術館、私たちも期待はしていますけれども、ではこれが売りだと、これをメインにするというのは何となく想像はつくのですけれども、これは何を売りにしてこの美術館を運営していくのか、その辺の覚悟というか、考え方をぜひ聞かせていただきたい。

○委員長（針谷正夫君） 青木文化課主幹。

○文化課主幹（青木一忠君） お答え申し上げます。

まずは、栃木市は優れた美術工芸作家をたくさん輩出しておりますので、そういった方々の作品、そういったものを知っていただくというふうなことが重要だというふうに考えております。さらに観覧者にたくさん入っていただくというふうなことを考えますと、幅広い世代の方に楽しんでいただけるような魅力ある展覧会というのを開催するよう、開催できるように工夫して、努力してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（針谷正夫君） 針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） では、希望をお願いしたいのですけれども、やはりあの美術館にはミレーがあるとか、ミレーはないのですけれども、山梨県だったらミレーとかという、そういうものという歌麿かなと思うのですけれども、そういう売りをアピールしていただいて、この美術館の採算まではいかないにしても、栃木市に美術館ありと、そういう努力を今後していただきたいと希望します。

○委員長（針谷正夫君） 要望でよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） それでは、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第22号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第22号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷正夫君） 次に、日程第2、議案第23号 栃木市立文学館条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

中山文化課主幹。

○文化課主幹（中山幸夫君） よろしくお願ひいたします。ただいまご上程いただきました議案第23号 栃木市立文学館条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書は18ページから24ページ、議案説明書はその1の5ページであります。まず、議案説明書によりご説明いたしますので、議案説明書その1の5ページを御覧ください。提案理由であります。文学に関する市民の知識及び教養の向上並びに特色ある観光の振興を図ることを目的として栃木市立文学館を設置するため、栃木市立文学館条例を制定することについて、議会の議決をお願いするものであります。なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案書により説明いたしますので、議案書の18ページを御覧ください。こちら制定文でございますので、説明を省略させていただきます。

19ページを御覧ください。条文でございます。第1条、設置であります。文学に関する市民の知識及び教養の向上並びに特色ある観光の振興を図ることを目的として、栃木市立文学館を設置するというものであります。

第2条、名称及び位置であります。名称を栃木市立文学館とし、位置を入舟町7番31号とするものであります。

第3条、業務につきましては、博物館法に準じて定めておりますが、市立文学館の独自のものとしては、第1項に本市ゆかりの文学者及び旧栃木町役場庁舎に関する資料の収集、保管、展示に關すること、第2項に文学及び旧栃木町役場庁舎に関する情報の提供、第6号に旧栃木町役場庁舎の保全に關すること、第7号に本市にゆかりのある先人の紹介についても業務として定めるものでございます。

20ページを御覧ください。第4条、職員、第5条、開館時間、第6条、休館日につきましては、記載のとおりで、美術館と同様としております。

第7条、観覧料でございますが、第1項につきましては22ページの別表第1を御覧ください。常設展の一般の観覧料を220円、企画展の一般の観覧料を1,100円を超えない範囲において企画展の都度、教育委員会が定める額としております。また、両展覧会とも中学生以下は無料としております。

20ページにお戻りください。第2項につきましては、障がいに係る手帳をお持ちの方及びその介助者1名は無料としております。なお、観覧料のかかる有料施設につきましては2階の展示部分の

みで、先人紹介、旧栃木町役場庁舎に関する展示を含む1階の部分につきましては無料としております。

21ページを御覧ください。第8条、撮影等の承認及び料金につきましては、申請により承認することとしておりますが、料金につきましては23ページ、24ページ記載の別表第2を御覧ください。撮影、写真原版使用、熟覧につきましては、記載のと通りの料金を定めております。

21ページにお戻りください。第9条、文学館資料の複写につきましては、24ページの別表第3を御覧ください。区分及び金額については表のとおりとなります。なお、こちらの料金につきましては図書館における複写料の金額と同額としております。

21ページにお戻りください。第10条、観覧料等の不還付から22ページの第15条、委任までにつきましては、記載のとおりで、美術館と同様となっております。

また、附則であります。条例の施行期日につきましては、開館に係る規定は令和4年4月1日から、それ以外の規定につきましては、準備のため令和3年4月1日から施行するというものであります。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（針谷正夫君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） 業務の第3条の第1項第1号の中で、本市ゆかりのという云々がありますけれども、私たちが想像するのはあの人かなという感じで、誰で、どんなものが展示予定というか、業務の中で今予定をしているのか教えていただきたいと思います。

○委員長（針谷正夫君） 中山文化課主幹。

○文化課主幹（中山幸夫君） お答えいたします。

予想していただいているのですが、まず山本有三氏、あとその他に吉屋信子氏、柴田トヨ氏の3名の方を中心に常設展のほうを展示していこうと考えております。文学館のほうの常設展につきましてはかなり長い期間、変わらず3名の方を展示していくということで、展示の中身につきましてはそれぞれ変えていきたいと思うのですが、大型のパネル等につきましては作成のほうを来年度いたしまして、常設展として展示していきたいと思います。

以上です。

○委員長（針谷正夫君） 針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） 文学館といいますと、私の地元は慈覚大師円仁の地元でございますので、入唐求法巡礼行記、これ国宝になっているのです。残念ながら岐阜の人が所有しているようでありますけれども、そういう市内ゆかりの人というのはたくさんまだいると思うのです。ぜひそういうも

のを発掘していただいて、おお、こんな人がいたのかと、こんなものが残っているのかというものをぜひやっていただきたい、これは希望です。

○委員長（針谷正夫君） ほかに質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 料金のほう、220円ですけれども、美術館と比べてボリュームも2階だけしか見られないということだと、ちょっと比較して高そうな感じですが、その積算根拠というのはどうなっているのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 中山文化課主幹。

○文化課主幹（中山幸夫君） 常設展のほうの220円でございますが、こちらにつきましては美術館のほうの収蔵品展よりも広い部屋で、文学館につきましては大きさからいうとメインの部屋が常設展になるかと思われまます。その金額につきましては、今現在、市内にあります山本有三記念館のほうで200円、その他文学館、栃木県内には文学館というのは、専門の文学館はないのですが、近隣の文学館の金額が大体無料から300円前後ということで、220円という設定のほうをさせていただいたところです。

以上です。

○委員長（針谷正夫君） よろしいですか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 今、山本有三記念館ということが出されたのですが、その料金というところではなくて、山本有三記念館との連携というか、記念館はどうなるのか、そこら辺も含めてどう考えているのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 中山文化課主幹。

○文化課主幹（中山幸夫君） 山本有三記念館のほうなのですが、あちらは山本有三記念会のほうで行われておりまして、資料等を当然向こうも持っていて、こちらも持っている。貸し借りのほうも当然あり得ると思います。当然連携して、よりよい展示のほうをしていけたらというふうに考えております。

以上です。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） あと、企画展ですけれども、美術館の企画展というと有名な作品というか、そういうのがあるのだけれども、この文学館の企画展というのはどういうものを想定しているのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 中山文化課主幹。

○文化課主幹（中山幸夫君） 企画展につきましては、テーマを決めて、その都度企画のほうをしてまいりたいと考えております。先ほど委員のほうから要望のございました慈覚大師円仁を含む栃木

市ゆかりの方、作家の方いっぱいいらっしゃいますので、そういう方にテーマを絞るとか、あとは時代にテーマを絞るなど考えられますので、そういうテーマを絞って企画展のほうを企画してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） また入館料のほうでお聞きしたいと思いますが、220円、安価で入りやすい価格設定だなと思います。ただ、これ仙台市にも仙台文学館というのがありまして、こちらですと一般が460円、そして高校生の値段設定がありまして、これが半額の230円、そして小中学生になりますとさらに110円と細かく値段設定があります。その中で、やはり学生は入りやすい値段設定になっております。この値段設定、先ほど美術館のほうでもお伺いしましたが、今後の課題としてぜひご検討いただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○委員長（針谷正夫君） 中山文化課主幹。

○文化課主幹（中山幸夫君） 先ほどの美術館と似た答えになってしまうのですが、常設展のほう220円となっておりますが、こちらのほうは市内の高校等につきましてある程度招待券のほうも考えられるのかなということも考えられますし、あと企画展につきましては先ほど名淵部長のほうからご説明いたしましたとおり、その都度ということで、そういう値段設定、区分割も含めた値段設定のほうも考えていかなくはならないかなというふうには感じているところでございます。

以上です。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） ぜひご一考いただきたいと思います。

収入の部についてお伺いをしたわけですが、では逆に今度、支出についてお伺いをしたいと思います。一般質問等で、美術館については年間ランニングコスト等の質問等をしていただいた議員もおりますし、我々も知り得るところではございますが、文学館、こちらのランニングコスト、年間一体幾ら維持するのにかかっていくのか、詳細にお伺いできればと思います。

○委員長（針谷正夫君） 中山文化課主幹。

○文化課主幹（中山幸夫君） お答えいたします。

まず経費のほうですが、文学館につきましては554万円ほどの金額、予算のほうを計上しております。

〔「これはランニングコストじゃない」と呼ぶ者あり〕

○文化課主幹（中山幸夫君） すみません、間違いました。ランニングコストにつきましては、1,570万円ほどを予定しております。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 美術館と比べますと非常に維持しやすい金額だと思うのですが、そのの中に

関わる詳細、人件費ですとか電気料等について、もし分かる範囲内でお答えできればお願いしたいと思います。

○委員長（針谷正夫君） 中山文化課主幹。

○文化課主幹（中山幸夫君） 先ほど1,570万円ですが、こちらのほうはランニングコストですので、そのほかに人件費相当として1,650万円ほど、そのほか展覧会の開催経費のほうが500万円ほどを予定しております。なお、ランニングコストの中の電気料金等、光熱水費につきましては、美術館と一体ということで美術館のほうで計上しております。

以上です。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 随分安いなと思いましたが、ちゃんと裏が。私たちランニングコストのときには人件費まで込みの値段を教えていただくと非常に分かりやすかったのですが、この人件費、それでは何名で、館長ですとか、普通の職員ですとか、中には年度ごとの職員さんもたしかいらっしやるだろうと記憶にございますけれども、そういった詳細について分かる範囲でお願いします。

○委員長（針谷正夫君） 中山文化課主幹。

○文化課主幹（中山幸夫君） まず館長ですが、先ほど名淵部長のほうからご説明しましたとおり、美術館の副館長と兼ねましております。そのほかに学芸員が1名、あと司書の資格を持った職員が1名という3名のほうを考えております。

以上です。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） そうしますと、一人一役でといいますか、館長、そして学芸員、司書、これ考えますと、学芸員さんが1人お休みになられたときは、たしか撮影ですとかそういったとき、学芸員さんが付き添って行うことになっておりましたけれども、お休みのときはこれどうするのですか。

○委員長（針谷正夫君） 中山文化課主幹。

○文化課主幹（中山幸夫君） それは組織の中で、先ほど部長のほうから組織の説明が少しありましたが、来年度からの組織として美術館と一体で学芸員係というのと、その他事務をやる係というものの2つのほうを想定しております。文学館のほうの学芸員が休みの場合は、美術館のほうの学芸員がそちらに出向くということも考えられまして、組織の中で対応していきたいというふうに考えております。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 前もって予約があって撮影等が行われるというのだったらいいのですけれども、急遽お願いしたいというようなケースも当然あるわけでございまして、そんなにうまくいくのか、これ撮影というのは予約制ですか。

○委員長（針谷正夫君） 中山文化課主幹。

○文化課主幹（中山幸夫君） 申請によりまして行うということですので、その日、例えばかなり学芸員のほうが忙しいということ、または出払っているという場合には、日にちを変えていただくということも当然考えられるというふうに考えております。

以上です。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 利用者にとっては、はっきり言って優しくない方式だなというふうに感じておりますけれども、館長、副館長、そういった方々がいらっしゃって、そういった方々の職務というのは全体を見るということもそうですけれども、例えば学芸員さんなり司書の代わり、全て兼務の上での館長、副館長でなければ回らないのではないかと、そういう危惧もあるわけなのですが、館長、副館長のお考えになっていらっしゃる業務幅というのがあればお聞かせください。

○委員長（針谷正夫君） 中山文化課主幹。

○文化課主幹（中山幸夫君） 文学館につきましては副館長のほうを置かないことも考えられるのですが、館長につきましては美術館、文学館のほうの基本的には権限移譲主幹という話がありましたが、そういう課というか、美術館、文学館のほうの事務一般というか、全般を総括する担当かなというふうに考えております。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 以前、ご説明頂戴したときに、出勤日というのが非常に少なかった、そのように考えておりますけれども、もう一度出勤日数等についてお聞かせください。

○委員長（針谷正夫君） 中山文化課主幹。

○文化課主幹（中山幸夫君） 文学館の館長につきましては一般の正職員ですので、一般の普通の職員の勤務日数になります。

以上です。

○委員長（針谷正夫君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第23号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第23号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷正夫君） 次に、日程第3、議案第24号 栃木市立美術館・文学館運営協議会条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

中山文化課主幹。

○文化課主幹（中山幸夫君） 引き続きよろしくお願いたします。ただいまご上程いただきました議案第24号 栃木市立美術館・文学館運営協議会条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書は25ページから28ページ、議案説明書は、その1の6ページであります。まず、議案説明書により説明いたしますので、議案説明書その1の6ページを御覧ください。提案理由であります。栃木市立美術館及び栃木市立文学館の事業、運営等について協議及び検討を行うことを目的として設置する栃木市立美術館・文学館運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、栃木市立美術館・文学館運営協議会条例を制定することについて、議会の議決をお願いするものであります。なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

26ページを御覧ください。条文でございます。第1条、趣旨であります。栃木市立美術館及び文学館の運営協議会の組織及び運営について、必要な事項を定めるというものであります。

第2条、所掌事項であります。記載のとおり教育委員会または市立美術館・文学館の館長の諮問に応じ、市立美術館・文学館の運営方針、事業計画、実績及び評価について調査審議し、意見を述べるというものであります。

第3条、組織につきましては、委員の数を11名以内とし、美術館、文学館の設置目的や業務に係る有識者、関係団体から選出された者、公募による者等から選出することとしております。

27ページを御覧ください。第4条、任期につきましては2年とし、再任を妨げないというものであります。

第5条、会長及び副会長及び第6条、会議につきましては、一般的な附属機関の規定と同様となっております。

28ページを御覧ください。第7条、会議の公開につきましては、原則公開とし、協議会が必要と認めた場合には非公開とすることができるというものであります。

第8条、庶務につきましては、教育委員会文化課が庶務を行うとするものであります。

第9条、委任につきましては、この条例に定めがあるもののほかは会長が協議会に諮って定める

とするものであります。

また、附則であります、令和3年4月1日を施行日とするものであります。

説明につきましては、以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（針谷正夫君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 美術館と文学館の運営協議会ということで、美術館の性質と文学館の性質は違うと思うのだけれども、ここを一緒に一つの運営協議会ということで、2つにすべきかなと思うのですけれども、そこら辺はどういう考え方でいるのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 中山文化課主幹。

○文化課主幹（中山幸夫君） こちらにつきましては、それぞれの専門家の方もいらっしゃいますが、2つの館が一体として行う、連携して事業を進めていくということで、専門外ではありますが、美術館、文学館という博物館に精通された方のご意見のほうをいただいて、一体として進めてまいりたいということで、運営協議会のほうを1つということにしております。

以上です。

○委員長（針谷正夫君） よろしいですか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） この運営協議会の開催というのは、年に何回とか、そういうふうに決まっているのですか。

○委員長（針谷正夫君） 中山文化課主幹。

○文化課主幹（中山幸夫君） 回数については、定めはございません。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 開催の規定というか、どういう場合に開催するとか、そういう規則はできているのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 名淵生涯学習部長。

○生涯学習部長（名淵正己君） 現在の蔵の街美術館にも運営協議会がございまして、そちらは年に2回ほど開催しております。それを基準に考えていきたいと考えております。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 第7条で非公開とすることができるというふうになっているのですが、原則公開で、非公開とするという場合はどういう場合にするのか、その点について伺います。

○委員長（針谷正夫君） 名淵生涯学習部長。

○生涯学習部長（名淵正己君） 原則個人情報に関するような話題となったとき、例えば美術品にし

まして、文学に関する資料にしましても個人所有のものもございますので、どなたがそれを所持しているかというようなことが明らかになってしまうとまずい部分もありますので、そのような場合には一部非公開にさせていただいてというのがあるかと思えます。

○委員長（針谷正夫君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第24号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、日程第4の執行部出席者と交代いたしますので、少々お待ちください。

では、休憩に入りたいと思います。

（午前 9時57分）

○委員長（針谷正夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時10分）

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷正夫君） 日程第4、議案第44号 栃木市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

白井公民館課長。

○公民館課長（白井秀明君） 本日はよろしくお願いいたします。ただいまご上程いただきました議案第44号 栃木市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案書につきましては154ページから155ページ、議案説明書その2につきましては88ページから91ページであります。初めに、議案説明書によりご説明申し上げますので、議案説明書その2の88ペ

ージを御覧ください。

まず、提案理由でございますが、栃木市藤岡地区公民館につきましては、開館以来、藤岡地区の住民や生涯学習団体などの活動拠点としまして多くの方々に利用されてまいりましたが、築後57年が経過し、老朽化が著しく、近年は利用される方も大変少ない状況にあります。そのようなことから、当公民館を廃止するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市公民館条例の一部を改正することについて、議会の議決をお願いするものでございます。

改正の概要につきましては、第2条及び別表関係となりますが、栃木市藤岡地区公民館を削ることとなります。なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、改正内容についてご説明申し上げますので、1枚おめくりいただき90ページ及び91ページにあります新旧対照表を御覧ください。左のページが現行、右のページが改正案となります。

第2条第2項の改正につきましては、公民館の名称及び位置を定める表から栃木市藤岡地区公民館を削るものであります。

次に、別表の改正につきましては、2として栃木市地区公民館使用料を定める表から、栃木市藤岡地区公民館の使用料を削るものであります。

次に、議案書によりご説明いたしますので、恐れ入りますが議案書の154ページを御覧ください。こちらは制定文でありますので説明は省略させていただき、次の155ページを御覧ください。こちらは改正文であります。内容につきましては先ほど新旧対照表によりご説明いたしましたので、ここでの説明は省略させていただき、下の附則を御覧ください。この条例は、令和3年4月1日から施行するというものでございます。

説明は以上であります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（針谷正夫君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 地元住民というか、そこら辺の意見交換というか、そういうものはできている、意見交換というか、同意というか、そういうものはできているのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 白井公民館課長。

○公民館課長（白井秀明君） 地元につきましては説明会を最初予定していたわけでございますが、藤岡地区自治会連合会の会長などとも相談いたしまして、自治会の利用が少ないということと、あとコロナの影響なども考慮しまして、説明会ではなく、地元の29の自治会のほうにいろいろ公民館の状況とかを記した書面を送りまして、意見を求めて、それで説明に代えたところでございます。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 意見を求めて、こういった意見が出ているのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 白井公民館課長。

○公民館課長（白井秀明君） 意見につきましては、おおむね利用していないのであれば廃止すべきという意見がほとんどでございました。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 利用者も少ないという、研究会でも何か説明あったようですけども、実際まだ僅かであるけれども利用している方がいると思いますけれども、その利用者についての意見というのは聞いているのですか。

○委員長（針谷正夫君） 白井公民館課長。

○公民館課長（白井秀明君） 利用者につきましては、主に団体が3団体あったわけですけども、そのうち1団体が令和2年中に解散して、現在使用している団体は2団体でございます。2団体につきましては、その代表の方に説明に伺いまして、廃止についてご了承いただいているところでございます。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 12月議会の蔵の街観光館だっけ、あそこの。そういう利用者のやっぱり意見をきっちり聞いて、議案を出していただきたいなと思います。今回は了承を得ているということですのでいいと思いますけれども、そういった廃止とかする場合は慎重に進めていただきたいと思います。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 白石委員の質疑とちょっと重複するところがあるのですけれども、住民の意見をお伺いしたということになっておりますが、29自治会の会長の皆様から回答結果といたしますか、回答が来たのがたしか6件だったかと思えます。29分の6、それが果たして住民意見として認定してしまっているのかなと思えますが、執行部ではその辺どのようにお考えですか。

○委員長（針谷正夫君） 名淵生涯学習部長。

○生涯学習部長（名淵正己君） 各自治会長の皆様には議員説明会でお示ししたような資料を添えて、ご意見がある場合に返信くださいということをお願いさせていただきました。そのような中で、ご意見があったのが6人の方からあったと。そのうちのお二人の方については特に意見がないというご意見でございまして、残りの4件の方につきましては全て使っていないのであれば廃止すべきというようなご意見をいただいております。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 無回答は肯定の意を表しているのかどうかは、この際、仕方ないので置いておきますけれども、説明にございましたとおり、今まで3団体の方が利用していたと。そのうちの1団体が解散をされて、残り2団体だったと。現在までの使用実績を見ますと、平均しますと年間50件ぐらいの使用回数があったわけでございます。2団体になった時点で、解散した1団体を除い

た場合の平均的な年間使用回数というのが分かれば、お聞きしたいと思います。

○委員長（針谷正夫君） 白井公民館課長。

○公民館課長（白井秀明君） 2団体になった場合の使用回数というのは、3回でございます。2団体で1回、1団体は2回使ったと。利用人数につきましては、31名ということでございます。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） そうしますと、解散した団体でほぼ残りの回数、全て四十数回を使っていたということになりますが、それでよろしいでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 白井公民館課長。

○公民館課長（白井秀明君） 残り1団体が、その大半を使っていたということでございます。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） そのように多くの回数を使っていた団体が解散してしまったというのは、何かしらの理由があったかと思うのですけれども、残りの団体の方が今後は藤岡公民館を使用されていくことになるかと思いますが、今までどおりの利便性の確保というのは、おおよそできるとお考えですか。

○委員長（針谷正夫君） 白井公民館課長。

○公民館課長（白井秀明君） 藤岡公民館につきましては、藤岡地区公民館とは川を挟んで約1キロ弱のところがございます。一番近い公民館といいますとそこになってしまいますので、団体の方に説明する中でも、廃止後はそちらをご利用いただきたいということでお話ししておりまして、そちらを使っただくということで対応していきたいと考えております。

○委員長（針谷正夫君） よろしいでしょうか。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） それでは、ないようですので、これをもって質疑を終了します。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第44号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷正夫君） 次に、日程第5、議案第45号 栃木市市民交流センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

白井公民館課長。

○公民館課長（白井秀明君） それでは、引き続きましてよろしくお願ひいたします。ただいまご上程いただきました議案第45号 栃木市市民交流センター条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案書につきましては156ページから157ページ、議案説明書その2につきましては92ページから95ページであります。初めに、議案説明書によりご説明申し上げますので、議案説明書その2の92ページを御覧ください。提案理由でございますが、令和3年4月1日に栃木市市民活動推進センターが市民交流センター内に移転することに伴いまして、利用者による印刷機の利用が見込まれることから、印刷機の使用料を定めるに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市市民交流センター条例の一部を改正することについて、議会の議決をお願いするものでございます。

改正の概要につきましては、第10条関係となりますが、使用料の減免を改めること、また別表関係となりますが、印刷機を加えることとあります。なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、改正内容についてご説明申し上げますので、1枚おめくりいただきまして94ページ及び95ページにあります新旧対照表を御覧ください。左側のページが現行、右側のページが改正案となります。第10条の改正につきましては、備品として印刷機の使用料を定めるに当たり、実費弁償の観点により使用料の減免規定から備品の使用料を除くものであります。

次に、別表の改正につきましては、表に備品として印刷機の使用料を加えるものであります。なお、使用料につきましては、現在、栃木市市民活動推進センター条例で定めております使用料と同額としております。また、印刷機を使用する際に必要とする用紙については、備考にありますように利用者が持参するものとしております。

次に、議案書によりご説明いたしますので、恐れ入りますが、議案書の156ページを御覧ください。こちらは制定文でありますので、説明は省略させていただき、次の157ページを御覧ください。こちらは改正文でありますので、内容につきましては先ほど新旧対照表によりご説明いたしましたので、ここでの説明は省略させていただきます。

最後に、ページ中ほどの附則を御覧ください。第1項の施行期日につきましては、令和3年4月1日から施行するというものでございます。第2項の経過措置につきましては、使用料の適用を利用する日より定めることを明確にするため設けた措置でございます。

説明は以上であります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（針谷正夫君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） この印刷機はくらが閉鎖になって、くらの機能がこっちへ来たということとで、印刷機を向こうから持ってきたということなのですか。

○委員長（針谷正夫君） 白井公民館課長。

○公民館課長（白井秀明君） 印刷機につきましては、くららで現在使っているものを持ってくるということもありますけれども、現在の交流センターのほうにも1台はございます。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうすると、くららから持ってくると2台になるということなのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 白井公民館課長。

○公民館課長（白井秀明君） 実質2台という形になります。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） それで、くららと同じ使用料ということだったのだけれども、この印刷機はどういった、輪転機というかそういうものになるのかな。

○委員長（針谷正夫君） 白井公民館課長。

○公民館課長（白井秀明君） 印刷機、マスターとインクで、いわゆるリソグラフというか、その印刷機でございます。輪転機です。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 私なんかもよく使うのですけれども、最初の製版するときにはマスターが必要なのだけれども、1,000枚、2,000枚使っても全然問題ないので、200枚ごとに100円ということだと、最初は製版料がかかるけれども、100枚以降は、200枚というか以降はそういう製版のマスター代というのはかからないので安くしてもいいのかなという感じはするのですけれども。

○委員長（針谷正夫君） 名淵生涯学習部長。

○生涯学習部長（名淵正己君） 今のマスターとインクが必要になりまして、最初の100枚まではマスター製版とインク代、それ以降につきましてはインク代が、先ほど委員さんの問いにもありましたけれども、200枚ごととなりますので、200枚ごとにインク代ということになりまして、最初の100枚はマスターとインク、それからの200枚はインク代ということでご理解いただければと思います。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 製版する必要はないですよ、マスターは。

○委員長（針谷正夫君） 名淵生涯学習部長。

○生涯学習部長（名淵正己君） 印刷枚数が最初100枚ですけれども、次からは200枚に倍になってい

ますので。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員、よろしいでしょうか。

○委員（白石幹男君） はい。

○委員長（針谷正夫君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第45号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第45号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、日程第6の執行部出席者と交代いたしますので、少々お待ちください。

◎発言の訂正

○委員長（針谷正夫君） 準備はよろしいでしょうか。大丈夫でしょうか。

ここで、青木文化課主幹より発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

青木文化課主幹。

○文化課主幹（青木一忠君） 先ほど美術館条例の制定についてご審議いただいた中で、美術館の3人の学芸員の専門について質問がありまして、それにお答えしたのが、近世と近現代と教育普及というそれぞれの専門というふうにお答えしたのですが、近世はおりませんで、すみません。近現代が2人と、教育普及が1人というふうな3人の学芸員ということになります。訂正させていただきます。

○委員長（針谷正夫君） お聞きのとおりでありますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷正夫君） 次に、日程第6、議案第46号 栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

青木文化課主幹。

○文化課主幹（青木一忠君） ただいまご上程いただきました議案第46号 栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案書は158ページから159ページ、議案説明書はその2の96ページから99ページであります。まず、議案説明書によりご説明いたしますので、議案説明書その2の96ページを御覧ください。提案理由であります、栃木市立美術館の設置に当たり、美術館館長の勤務日数を増やす必要があることから報酬額を増額するため、栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決をお願いするものであります。

改正の概要でございますが、美術館館長の報酬額を増額することです。なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、98ページ、99ページを御覧ください。左のページが現行、右のページが改正案であります。現在の美術館館長の勤務日数を「2日」から「3日」に増やすことから、報酬の額を「20万6,000円」から「28万円」に増額するものであります。

次に、議案書によりご説明いたしますので、議案書の158ページを御覧ください。こちらは制定文となりますので、説明は省略させていただきます。

159ページを御覧ください。改正文となりますが、内容につきましては、先ほど新旧対照表によりご説明いたしましたので省略させていただきます、附則を御覧ください。令和3年4月1日から施行するというものであります。

説明につきましては、以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（針谷正夫君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

坂東委員。

○委員（坂東一敏君） ご苦労さまです。この美術館館長の勤務日数を増やすのは、何かあってですか、何で増やしたのかお聞きします。

○委員長（針谷正夫君） 青木文化課主幹。

○文化課主幹（青木一忠君） お答え申し上げます。

新しい栃木市立美術館につきましては、規模も大きくなりまして、展覧会につきましても企画展、収蔵品展、それぞれ展覧会を開催していくこととなります。そうしますと、今現在やっている蔵の街美術館からしますと、かなり学芸のものの企画するものとか、そういったものについていろいろ助言等をしていくわけですが、それにかなり時間を要するというふうなことになりますので、それに伴って日数が増えるというふうになりますので、それに伴う報酬の増額ということになります。

○委員長（針谷正夫君） よろしいですか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 日数が増えるということは、それだけ業務が増えてくるからだというのは、そうなのでしょうけれども、まず今まで決めていた日数が何日で、今後増える日数が何日、以前説明頂戴していますけれども、もう一回お願いします。

○委員長（針谷正夫君） 青木文化課主幹。

○文化課主幹（青木一忠君） 今までといたしますか、現在の勤務日数といたしますのは週2日、1日6時間程度、そして新しく考えているのは週3日で、時間的には同じ6時間程度というようなことで設定をしております。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 当初、説明を頂戴したときから違和感があったのですが、美術館館長ですよ。その方が、例えば1週間のうちに何曜日がお休みで、残りの3日間をどこに出勤されるのか、これは当初予定というか、例えば1か月の予定で決まっているというのがあるのですか。

○委員長（針谷正夫君） 青木文化課主幹。

○文化課主幹（青木一忠君） お答え申し上げます。

4月から館長になるわけですが、当初は美術館開館しないこととなりますので、勤務の日といたしますか、今までは月曜日休館になっていましたが、それがなくなりまして、土日が週休日といたしますか、月曜日から金曜日までが勤務ということになります。美術館館長につきましては、月、火、水というふうな形で勤務をするというふうな予定で組んでおりまして、そういった形で週3日というふうを考えております。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 週18時間、それで月、火、水、週の半分以上が休みで、この金額というのが一般市民の方から受け入れられるかどうか、非常に心配ですが、その辺どうお考えですか。

○委員長（針谷正夫君） 青木文化課主幹。

○文化課主幹（青木一忠君） お答え申し上げます。

近隣といたしますか、県内の公立の美術館の例を挙げさせていただきますと、小山市に小山市立車屋美術館、こちらが月額報酬が25万円ということで、勤務日数は6日から10日です。1日、日額に換算いたしますと6日ですと4万1,700円ぐらい、10日ですと2万5,000円というふうになります。また、鹿沼市に鹿沼市立川上澄生美術館がございますが、こちらは月額報酬20万円ですが、勤務日数は週2日です。なので、月8日といたしますと、日額当たり2万5,000円。栃木市立美術館につきましては、週3日となりますので、月12日の勤務といたしまして約2万3,000円、月15日の勤務といたしますと日額約1万8,700円というふうなことです。適切な金額ではないかというふうと考えております。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 主幹がおっしゃる妥当というのが、一般市民の感覚と随分かけ離れているような気がいたします。近隣で2万円を超える報酬を払っているから、栃木市の1万幾らというのは比較的安いのだというようなことをおっしゃりたいのだと思うのですが、まず勤務日数が週3、しかも土曜、日曜日は休みだと。月曜日も閉館日だから業務なんてありませんよね。そうすると、土曜、日曜というのは一番集客が多いときですよ。その集客が多いときに美術館長が不在で、それで業務がきちんと回るのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 青木文化課主幹。

○文化課主幹（青木一忠君） お答え申し上げます。

すみません。月、火、水というふうに勤務を決めたのは、来年といたしますか、この4月からです。令和3年度です。開館しておりませんので、土日が休日といたしますか、週休日です。当然開館をいたしますと、土日はどちらかが出勤とか、そういった形で、月曜が休館になりますので、それ以外で週3日の勤務というふうなことで考えております。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） ということは、土日片方はどちらかが出るということは、どちらかは休むということでありまして、美術館を総括するべき立場の人間が、行政が稼働している日に、打合せをする時間というのが週に2日しかないという現実になってまいります。週に2回しか教育委員会へ、もしくは市の行政執行部と打合せ、すり合わせする時間がない立場でいながら、責任を持つ総括の立場というのが、これ果たせるのですか。

○委員長（針谷正夫君） 青木文化課主幹。

○文化課主幹（青木一忠君） 職員につきましては週5日勤務になりまして、やはり土日も当然開館のときは出勤しております。全員にはならないこともありますが、いわゆる必ず必要な人数の職員は出勤しておりまして、ですので館長が出勤している日は必ず職員が誰かいることになりまして、その辺の打合せ等といたしますか、そういう連絡体制ということは問題はないと考えております。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員、ちょっと待ってください。

名淵生涯学習部長。

○生涯学習部長（名淵正己君） 若干補足をさせていただきたいと思います。

まず、開館までにつきましては、全ての職員が土日休みという中で月、火、水。開館いたしましたときには、また勤務日がずれるわけですが、その勤務体制、非常勤特別職なので勤務と言っていいかどうかそれは別にしまして、フレキシブルに対応できることになっておりまして、仮に来年度、月、火、水という日に出てくることになっていても、用事が何か案件があれば日にちをずらせることになっております。ですから、例えば開館した後につきましても、土日集客がたくさん見込まれるというような場合には、別の日が出勤になっていたとしても、土日両方出てくるというこ

ともございますし、その辺につきましては仕事の量等を踏まえた中で出てきていただくという形を考えております。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 出勤日のローテーションといたしますか、リストを作るのはそういった形でいろんな形が取れるというのは分かります。ただ、私が申し上げたいのは、責任を取るべき総括の立場の人間が週に3日しか現場にいないことが一番問題だと申し上げているわけで、当初から週に3日と勤務体制ありきで事が進んでいたのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 青木文化課主幹。

○文化課主幹（青木一忠君） 館長といたしましては、学芸業務に対する助言という立場といたしますか、そういったことをメイン、あとは対外の調整です。館の展覧会のための作品等の借用とか、そういったことについては館長の裁量でやってもらうことが必要になってくるかとは思いますが、それ以外の管理といたしますか、そういったことについては正職員である副館長が行うことになっておりますので、その辺のところはそういった体制でやっていくことになると思います。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 主幹、何を言っているのですか。館長というのは、書いてのとおりその館のトップなのです。責任を取るのが副館長なのですか。正職だから責任を取るのですか。違うでしょう。館長という名目をいただいている以上は、その館の運営に全ての責任を負うのが長ではないのですか。そういった体制づくりも全然できてなかったということですか。では、何かあったときに館長は何の責任も取らず、副館長に全ての責任を押しつける、ただそれだけの立場の人間が館長なのですね、お答えください。

○委員長（針谷正夫君） 名淵生涯学習部長。

○生涯学習部長（名淵正己君） まず、館長につきましては、委員おっしゃるように館の長としての立場というのは当然あると思います。また、館を代表する立場ということもあると思います。実際の運営につきましては、やはり公務員の制度がございますので、正職員と非常勤の違いがございます。そういう中で、非常勤の館長については当然館の全体を見ていただきますし、特にその中で学芸業務には力を注いでいただくと。館のマネジメント、運営に関しましては、副館長である正規の職員が市の管理職にもなりますので、議会の対応とか、予算の関係とか、そういうものをやっていくということで、ある程度すみ分けた形の中で運営してまいりたいと考えています。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 部長がそういう答弁しかできない苦しさというのは分かりますけれども、いろいろ話を聞いていると、では館長をなぜ外部からわざわざ招聘して、その仕事に就いていただく必要があると。顧問をつける、学芸員がいる、ではほかからの物品の貸し借りはほかの方でもできないはずはない。わざわざある程度の名前が、ネームバリューのある人を連れてこなくてはいけない

い意味がそんなにあるのでしょうか。

一般職と非常勤の職員との違いがあるというのは、それは分かります。ただ、そういうことを言っているのではないのだ。であれば、行政職員が正副ともやればいいのではないか。そのほうが円滑にものが進むのではないか、私そう考えますけれども、最初から館長というのは非常勤職員の方を連れてきて、なっただけでことが冒頭から決まっています、それが進んだのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 名淵生涯学習部長。

○生涯学習部長（名淵正己君） 委員おっしゃるように、美術館によりましては、例えば県立美術館ですと県のOBの方が館長をされております。その下に学芸の専門家の方が、課長とかをやっているというような形になっています。今回の栃木市の場合ですと、今まで蔵の街美術館としての実績ございますけれども、館も大きくなるという中で、やはり美術工芸品を扱うに当たっては、ある程度の皆さんから信頼が得られるような専門家が必要だという話の中で、館長にするか副館長にするかということになってくるかと思うのですが、対外的にはやはりそういう方に館長になっていただいたほうが、展覧会を開催する上でも美術館としての信頼が得られるのではないかとということで、専門の方を館長にしていきたいという話になりました。

もちろん最初からそれありきではなくて、どちらのほうがより効果的に運営できるかというものを考えた中で、館長を正職員がやるよりも、専門家の方をお願いしたほうがよろしいのではないかとということで、このようなことになったということでございます。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） では、百歩譲って、そこは部長の言うとおりでとしましょう。私は天下りだと思いますけれども、そうだと、部長のおっしゃるとおりだとして、なぜ2日から3日への今回の改編なのでしょう。なぜ週5日の勤務というのが、ここで出てこなかったのか、理由をお聞かせ願いたい。

○委員長（針谷正夫君） 名淵生涯学習部長。

○生涯学習部長（名淵正己君） 外部から来ていただいて勤務していただく場合には、もちろん職員になっていただかないといけないということがございます。正規職員であれば当然みんな週5日勤務なのですけれども、非常勤の場合ですと週5日勤務ということ自体が今制度的にございませんので、その制度の範囲の中で外部から呼んでこられるという形になりますと、非常勤で週3日程度が最高でも多い日数になってしまうということでございます。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） では、非常勤職員と違う立場での招聘というのはできなかつたのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 名淵生涯学習部長。

○生涯学習部長（名淵正己君） 現在の制度ですと、3つございます。1つが任期付の職員、もう一つが今の非常勤職員、もう一つが会計年度任用職員という形になります。任期付職員ですと、ある

程度期間の上限、年数が決まっておりますので、そこで辞めなければいけない。もちろん今度の館長につきましても幾らでもなっただけではございませんで、一定の期間というのはあると思いますけれども、任期付職員だと期間に限られる。

もう一個、会計年度任用職員になりますと、どちらかという職員の下で補助する立場になりますので、館長の職には向かないということで考えましたときに、非常勤の職というのが出てきたわけでございます。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 冒頭の任期付職員、なんで駄目なのですか。任期付職員でいいではないですか。そういう形で、自分の自由な時間が取りやすい、勤務時間の短い勤務体制を取らせたのかが分からない。任期付、いつまでもやっていただくわけではないということで答弁ありましたから、であれば任期付でよかったのではないか。素晴らしい人だったら、そのまま継続していただければいいだけの話で、私にはこれ全然納得できないのです。なぜ。言い方悪いですがけれども、非常に待遇のいい職務ですよ。今までの経験実績があるのかもしれませんが、これ一般市民聞いたら納得しませんよ、私の周りはこれ全然納得していませんから。

今日は正当な理由を教えてください、市民への説明をしていこうと思いましたがけれども、私、これ説明ができません。なぜそのような非常勤職員という利便性の高い環境を与え、市の美術への知識、教養、発展、確かに重要ですがけれども、それをお題目に掲げながら、なぜ一生懸命働いていただけるような環境、立場、つくらなかったのでしょうか。今からでも非常勤から任期付に変更というのはできないのですか。私やるべきだと思います。お考え伺います。

○委員長（針谷正夫君） 名淵生涯学習部長。

○生涯学習部長（名淵正己君） まず、任期付職員につきましては任期が決まっております、任期が切れた後に何回も更新できるというような制度ではございませんので、ある程度限られるという部分がございます。専門職の館長ということですので、もちろん正規職員の学芸員が育ちまして館長になるということになれば、先ほど申し上げました副館長が要するような議会でのご答弁とか、予算の関係も一緒にやるということになりますので、5日間丸々働いても残業しないと終わらないというような形になるかと思えます。

ですが、今回の場合につきましては、先ほど申し上げましたとおり、ある程度学芸業務に特化した専門家の方に来ていただいているという形の中で、もちろん展覧会が近くになってくれば大変忙しい時期もあるかと思えますけれども、基本的には事務等の細かい話は行わない予定ですので、週3日勤務で十分であろうということで、3日としたところでございます。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 事務等々の細かい話は行わないというご説明ありましたがけれども、では本当にほかの美術館から美術品の貸し借りができる能力の人間なんて、民間だったらいっぱいいるわけ

です。では、民間活力をそこに導入しないで、わざわざその人に委託をしてやっていただくと。こう言うのは何ですが、本当に仕事をしているか、していないのか外部からは分からない。そこに加えて事務等の打合せはしないと。これ本当に必要なのでしょうか。

任期付は何度も更新ができない。では、任期付が終わった後に非常勤になってもらえばいいだけの話ということもありますよね。いつまでも館長は館長として継続はしないと言っておきながら、更新が幾度もできないから非常勤なのだ。これちょっと矛盾があると思いませんか。部長、自分の言葉に矛盾がないと、自分でそうはっきり言えますか、お伺いします。

○委員長（針谷正夫君） 名淵生涯学習部長。

○生涯学習部長（名淵正己君） 先ほど申しましたが、最初から限定されてしまうという意味でございます。冒頭から申し上げておりますとおり、美術館としての信頼というのが、まだなかなか最初の美術館、1年目ということでございますので、そういう中で信頼を外部からいただけるような方をお願いする。その選考に当たりましては、何人か候補を考えながらきたわけですが、これまでずっと関わっていただいているという部分も含めまして、また栃木市の作家について精通していらっしゃる方でございますので、その方が適任ではないかということになったわけでございます。もともと県の職員だからとか、民間ではないからということで選んだわけではなくて、選考の段階では民間の方も当然考えましたし、その中で来ていただける方で十分やっていただける方ということで考えさせていただきました。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 私が申し上げているのは、民間だ、民間ではない、いいのですが、そうではなくて、私が申し上げたいのは、栃木市立美術館というものをきちんと皆様の信頼を得て、市民の理解を得て今後やっていくのであれば、そのトップである館長が誰からも問題視されない立場、環境がなければ、後々絶対市民や周囲の方々からいろんな話が出てくるのが目に見えております。それだけの能力をお持ちの方を今回お迎えするのであれば、その能力が最大限発揮できるような環境をきちんと整備しなかったらもったいないではないですか。週3日しかその能力が発揮できない、それと週に5日能力が発揮できるのと、部長、どちらがいいと思います。

○委員長（針谷正夫君） 名淵生涯学習部長。

○生涯学習部長（名淵正己君） そのことにつきましては、業務内容、業務量によってくるかと思えますけれども、週3日ということで当初始めまして、それで十分ではないということになれば、また何か考えなければいけないかと思えますけれども、当初は週3日でやっていると判断して3日とさせていただきます。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 業務内容というのは、周りが決めることではないのです。その立場にいる人間が自分で判断して、もっとできる、あれもできる、これもできるとなれば、どんどん自分で自ら

進んでやっていくのが業務というのです。トップたる者がそういった考え方、覚悟もなければ、そんな組織なんてうまくいくはずがありません。民間を見てください。民間の社長業をやられている方は、朝起きてから寝るまでが、もしや夢の中まで業務をやっているのです。そんな覚悟もなしにやるような業務が、すべからくうまくいくはずがない。逆を言えば、週5日俺はやるよと、そういった覚悟と決意を持った方にトップに立ってもらうのが、すべからく成功に導かれる原動力となると私は思います。

長くなりますので、あまりこれ以上言いませんけれども、ここで一言申し述べておきますけれども、私はこの議案第46号、反対です。

○委員長（針谷正夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 先ほど申し述べたとおり、私は議案第46号 栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対する立場で討論をさせていただきます。

今回のこの条例でございますけれども、新しくお迎えする美術館館長の能力を最大限発揮できる環境が与えられていない、そう判断をいたしましたので、ぜひ改正を願いたく今回の議案に反対するものであります。

○委員長（針谷正夫君） 針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） 私は、賛成の立場で討論します。

美術館の館長とか芸術館の館長というのは、やっぱりその人が秀でていうことは、これは大事な要件だと思うのです。杉村さん、県の職員だったというけれども、例えば栃木県の美術館の館長をやった大島さんという人がいましたね、昔。その人は世田谷美術館に引き抜かれていきました。館長が確かに責任は全てあると思いますけれども、館長が指導、指揮して組織を運営していくものですから、私は週3日がまずいというふうには思っていないのです。

3日間の間に月の計画や年間計画等を指示し、それに基づいて学芸員と職員が一生懸命、栃木市の美術館を運営したり、PRしたりするということになっていけば、私はその館長さんは知りませんが、当局がそのようなことを準備し、館長になってもらいたい。このことについて広瀬さんの意見が分からないわけではありません。ありませんけれども、やっぱり芸術とか美術とかそういうものというのは、また言葉を言っただけではまずいような気もするけれども、特色ある分野だと思うのです。だから、そういう意味ではこの方が、私はその人そのものは当局から聞いた話しか分かりませんが、当局が自信を持って提案したとすれば私は賛成したいと思います。

○委員長（針谷正夫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第46号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

{	賛 成	坂東一敏	小久保かおる	針谷育造	白石幹男	松本喜一
	反 対	広瀬義明				

○委員長（針谷正夫君） 起立多数であります。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷正夫君） 次に、日程第7、議案第48号 とちぎ蔵の街美術館条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

青木文化課主幹。

○文化課主幹（青木一忠君） ただいまご上程いただきました議案第48号 とちぎ蔵の街美術館条例を廃止する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書は162ページから163ページ、議案説明書はその2の101ページから103ページであります。まず、議案説明書によりご説明いたしますので、議案説明書その2の101ページを御覧ください。提案理由でございますが、栃木市立美術館の設置に当たり、とちぎ蔵の街美術館を廃止するため、とちぎ蔵の街美術館条例を廃止することにつきまして議会の議決をお願いするものであります。なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案書によりご説明いたしますので、議案書の162ページを御覧ください。こちらは条例の制定文でありますので、説明は省略させていただきます。

163ページを御覧ください。とちぎ蔵の街美術館条例は廃止するというものです。

また、附則であります。第1項の施行期日は令和3年4月1日から施行するというものであります。

第2項は、栃木市営有料観光駐車場条例の一部改正でありまして、内容につきましては、恐れ入りますが議案説明書その2より説明いたしますので、議案説明書その2の102ページと103ページの新旧対照表を御覧ください。左のページが現行、右のページが改正案であります。

第6条の改正は使用料の規定でありまして、これまでとちぎ蔵の街美術館の入館者の駐車場の使用料を免除しておりましたが、市立美術館に入館者の駐車場を設けるため、当該規定を削るもので

あります。

説明につきましては、以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（針谷正夫君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

松本委員。

○委員（松本喜一君） 栃木市立美術館ができるということで、このとちぎ蔵の街美術館条例を廃止するというのは分かったのですが、この蔵の街美術館の年間の借地料というのは、市では幾ら払っているのか教えてください。

○委員長（針谷正夫君） 青木文化課主幹。

○文化課主幹（青木一忠君） お答え申し上げます。

とちぎ蔵の街美術館の年間の賃借料につきましては、360万円を支払っております。

○委員長（針谷正夫君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 美術館としては使用しないけれども、これから地主に返すとは言っていなかったですね。何か利用するというので、360万円の家賃を払いながら何に利用するのだから教えてください。

○委員長（針谷正夫君） 青木文化課主幹。

○文化課主幹（青木一忠君） お答え申し上げます。

今後の蔵の街美術館の跡地の利用につきましては、庁内で何度か検討は重ねてきました。まだ具体的に何に利用するというのは決まっておりませんが、市の蔵の街のシンボリックな存在として、文化財でもあるその美術館、とちぎ蔵の街美術館といいますか、おたすけ蔵につきましては、今後、民間の活用等も視野に入れまして引き続き検討してまいるところです。

○委員長（針谷正夫君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） せっかく美術館として使っていましたので、できれば地主に返さないというのであれば、市民のための場所として検討していただきたいと。どうしてもいろいろ悩めば議会にも諮ってもいいと思うのです、どういう使い方、市民のために。議員というのはよく分かっていると思うのです。市民のためにどういうふうに使ったほうがいいのかというご意見を聞いたり、そういうふうになればこういう問題は起きないと思うのだ、いろいろ。ここのところ問題が多過ぎるので。だから意見を、研究会でこういうふうに使いますではなくて、議員のほうからこういう提案があったら教えてくださいと。皆さん、執行部と議員がやればスムーズに何に利用できるかが進んでいくのだと思うのですけれども、その辺どうでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 名淵生涯学習部長。

○生涯学習部長（名淵正己君） おたすけ蔵、今までの蔵の街美術館の利活用につきましては、部署が違うところでやっておりますので、そのようなご意見がありますことを十分伝えてまいりたいと

思います。

○委員長（針谷正夫君） ほかに。

〔「一緒です」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） では、いいですか。

質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第48号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷正夫君） 次に、日程第8、議案第49号 栃木市文化芸術施設等整備検討審議会条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

中山文化課主幹。

○文化課主幹（中山幸夫君） ただいまご上程いただきました議案第49号 栃木市文化芸術施設等整備検討審議会条例を廃止する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書は164ページ、165ページ、議案説明書はその2の104ページでございます。まず、議案説明書によりご説明いたしますので、議案説明書その2の104ページを御覧ください。提案理由でございますが、栃木市文化芸術館及び文学館の整備が令和3年度中に完了する見込みとなり、所期の目的を達成したことから、栃木市文化芸術施設等整備検討審議会を廃止するため、栃木市文化芸術施設等整備検討審議会条例を廃止することについて議会の議決をお願いするものです。なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案書により説明いたしますので、議案書の165ページを御覧ください。栃木市文化芸術施設等整備検討審議会条例は、廃止するというものです。

また、附則であります、令和3年4月1日を施行日とするものであります。

説明につきましては、以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○委員長（針谷正夫君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第49号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第49号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、議事の終了した執行部の方は退席していただいて結構です。

なお、議員の皆様申し上げます。ここで日程第9の執行部出席者が入室いたしますので、少々お待ちください。

〔「いや、暫時休憩でしょう」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） 失礼しました。それでは、ここで暫時休憩いたします。

（午前11時10分）

○委員長（針谷正夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時25分）

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷正夫君） 次に、日程第9、議案第12号 令和2年度栃木市一般会計補正予算（第11号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

秋間商工振興課長。

○商工振興課長（秋間広行君） ただいまご上程をいただきました議案第12号 令和2年度栃木市一

般会計補正予算（第11号）のうち所管部分につきましてご説明をいたします。

まず、歳出からご説明いたします。初めに、5款労働費についてご説明します。恐れ入りますが、補正予算書の82、83ページをお開きください。1項1目労務諸費につきましてご説明いたします。補正額は100万円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。移住支援補助金につきましては、東京圏からのU I Jターンによる市内事業者への就業を促進するとともに、中小企業の人手不足の解消を図ることを目的に補助金を交付し、本市への移住定住を推進する事業でございますが、補助要件に該当する移住者が当初の見込みよりも少なかったことから減額するものであります。

次に、2目勤労者福祉施設費についてご説明いたします。補正額は103万円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。市民会館管理運営費につきましては、栃木勤労青少年ホーム電気料が当初の見込みよりも少なかったことから減額するものであります。

続きまして、6款農林水産業費についてご説明します。恐れ入りますが、84、85ページをお開きください。1項1目農業委員会費につきましてご説明いたします。補正額は845万円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。農業委員会人件費につきましては、農業委員、農地利用最適化推進委員の令和2年度の農地利用最適化に関わる活動及び成果の見込みに変更が生じたことによる報酬の減額であります。

次に、2目農業総務費につきましてご説明いたします。補正額は1,400万円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。職員人件費につきましては職員課所管となりますが、職員の給与について不用額が見込まれるため減額するものであります。以下、各科目において補正しております職員人件費につきましては、同様の理由により補正するものでありますので、以後の説明は省略させていただきます。

次に、3目農業振興費につきましてご説明いたします。補正額は647万1,000円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。とちぎアグリフェスタ負担金につきましては、例年12月上旬に下野農業協同組合と共催で開催されるイベントであります。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催を中止したことから減額するものであります。

次の農業生産振興事業補助金につきましては、農業生産の規模拡大や経営の安定を図るための機械施設の導入などを支援する国や県の補助事業でございますが、要望の取下げや事業量の精査による減額分と、今年度の国の補正予算事業、担い手確保経営強化支援事業への事業要望に伴う増額分などを相殺した結果、最終的に減額となったものであります。

次の人・農地プラン推進事業費につきましては、農地中間管理機構に農地を貸し付けた場合に支払われる機構集積協力金の県補助金で、当初予定より申請件数が減少したことに伴う減額であります。

次の栃木市農業公社運営補助金につきましては、栃木市農業公社の新規就農者支援事業において実践研修制度の研修生受入れがなかったことから、それに関わる人件費や事務費等が不要となった

ための減額が主であります。

次の産業祭開催事業費（大平）及びその次の産業祭開催事業費（藤岡）につきましては、いずれも新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催を中止したことから負担金を減額するものであります。

次のむらづくり施設管理運営委託事業費につきましては、静和ふれあいの郷センターの公売をするに当たり、一般社団法人栃木県宅地建物取引業協会が媒介した場合に発生する手数料であります。

次に、5目農地費につきましてご説明いたします。補正額は2,544万1,000円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。県単独農業農村整備事業費（栃木）につきましては、奈良田川（1）地区の農業用水路安全施設改修工事に対する工事費が主なものであります。

次の部屋南部地区かんがい排水事業費につきましては、国土交通省受託業務の排水樋管詳細設計に必要な負担金であります。

次の水利施設等保全高度化事業負担金（栃木）につきましては、真弓地区の農業水利施設保全合理化事業に必要な負担金を減額するものであります。

次の県営農業用河川工作物応急対策事業負担金につきましては、小倉堰地区の農業用河川工作物応急対策事業に必要な負担金を減額するものであります。

次の防災重点ため池ハザードマップ作成事業費につきましては、入札執行残額の委託料を減額するものであります。

次の田んぼダム整備事業費につきましては、栃木市土地改良区吹上東部地区内の田んぼダム整備に必要な工事費が主なものであります。

次の防災重点農業用ため池調査委託事業費につきましては、恐れ入りますが86、87ページをお開きください。本事業につきましては、防災重点農業用ため池の劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価調査に必要な委託料を増額するものであります。

次の県単独農業農村整備事業費（都賀）につきましては、都賀町土地改良区の事業変更により補助金を減額するものであります。

次の多面的機能事業費（岩舟）につきましては、1団体が活動を終了したため交付金を減額するものであります。

続きまして、2項2目林業振興費につきましてご説明いたします。恐れ入りますが、88、89ページをお開きください。補正額は163万3,000円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。有害鳥獣対策事業費につきましては、例年よりイノシシ、ニホンジカの捕獲頭数の増加により、その不足する頭数分の市報償金が主なものであります。

次の森林経営管理意向調査委託費につきましては、本年度業務を直営に切り替えたことから減額するものであります。

続きまして、7款商工費につきましてご説明いたします。恐れ入りますが、90、91ページをお開

きください。1項2目商工業振興費につきましてご説明いたします。補正額は1億1,227万5,000円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。中小企業緊急資金利子補助金（新型インフルエンザ等）につきましては、新型コロナウイルス感染症に関わる融資について、最長5年間の利子を補助するものでありますが、市制度融資利用による本年度対象分の利子額が当初見込みよりも少なかったことから減額をするものであります。

次の新型コロナウイルス感染拡大防止協力補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、4月21日から5月10日の全期間、休業要請に応じた市内事業者に対して県が実施する新型コロナウイルス感染拡大防止協力金に上乘せを行う補助制度であります。支出額が確定したことから減額するものであります。

次の緊急経済対策支援補助金（新型インフルエンザ等）（商工振興課）につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少しているものの、国の持続化給付金や家賃支援給付金の対象とならない市内事業者を支援する補助金制度であります。当初の想定より申請が大幅に少なかったことから減額するものであります。

次の新型コロナウイルス感染症対策中小企業緊急資金利子補助事業基金積立金につきましては、令和3年度以降の中小企業緊急資金利子補助金の財源として地方創生臨時交付金を活用するため、本基金へ積立てを行うものでありますが、利子補助の申請者が当初見込みより大幅に増加したことから増額をするものであります。

次の新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮協力金負担金につきましては、感染拡大防止のため営業時間の短縮にご協力をいただいた飲食店に対し協力金を支給する事業であります。2月8日から2月21日までの期間についても対象となったことから、その協力金の一部について県に負担金を納付するため増額するものであります。

次の企業立地促進事業費につきましては、企業の設備投資計画の変更に伴う減額であります。

次に、4目観光費につきましてご説明いたします。補正額は2,365万4,000円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。誘客多角化コンテンツ造成事業費につきましては、国の事業である誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成実証事業に応募いたしましたが、不採択となったことにより本事業を実施しなくなったため、委託料を減額するものであります。

次の観光行事負担金（大平）につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、なつこい及び桜まつりの開催を中止したことから負担金を減額するものであります。

次の観光行事負担金（藤岡）につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、栃木市渡良瀬バルーンレースの開催規模を縮小したことにより負担金の不用額が生じたため減額するものであります。

次の観光行事負担金（都賀）につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、まるまるごとつがまつりの開催を中止したことから負担金を減額するものでございます。

次の観光行事負担金（岩舟）につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、サマーフェスタ i n いわふねの開催を中止したことから負担金を減額するものであります。

以上で5款1項1目労働諸費から7款1項4目観光費までの説明を終わらせていただきます。

○委員長（針谷正夫君） 江面教育総務課長。

○教育総務課長（江面健太郎君） 続きまして、10款教育費につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の104、105ページをお開きください。1項3目教育振興費につきましてご説明いたします。補正額は2,745万7,000円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。

篤志奨学金給付事業費につきましては、とちぎ吾一奨学金の利用が5名にとどまり、当初の見込みを下回ったことから減額するものであります。

次の篤志奨学基金積立金につきましては、とちぎ吾一奨学金の利用が当初の見込みを下回ったため積立金を減額するものであります。

次の定住促進奨学金貸付事業費につきましては、住まいる奨学金の利用が46名にとどまり、当初の見込みを下回ったことから減額するものであります。

次の教師用教科書・指導書等購入事業費につきましては、教師用教科書及び指導書購入費用残額分の消耗品費を減額するものであります。

次の臨海自然教室バス賃借費につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う事業中止分の使用料及び賃借料を減額するものであります。

次の義務教育施設整備基金積立金につきましては、ふるさと納税に係る寄附金が当初の見込みを下回ったため積立金を減額するものであります。

続きまして、2項1目学校管理費につきましてご説明いたします。恐れ入りますが、106、107ページをお開きください。補正額は6,882万2,000円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。

所管関係部分、上から2事業目、会計年度任用職員人件費（学校教育課）につきましては、会計年度任用職員の通勤費不足分の旅費を増額するものであります。

次の小学校ICT環境整備事業費につきましては、ドリル教材として使用する教育用ソフトウェア購入等が増額ではありますが、ネットワーク整備業務委託料、教師用タブレットの借上料及びタブレット購入費の入札において、執行残が生じたことから減額するものであります。

次の小学校感染症対策事業費（新型インフルエンザ等）（保健給食課）につきましては、市内小学校における感染症対策として使用する消毒薬等の需用費ではありますが、国庫補助金の補助対象経費が当初の見込みよりも大幅に少なかったことから減額するものであります。

次の小学校再開対策支援事業費（栃木中央小学校）から109ページ、小学校再開対策支援事業費（小野寺小学校）までの事業につきましては、小学校の感染症対策の徹底を図りながら学校教育活動の円滑な継続を支援するための事業費であり、需用費が主なものであります。

続きまして、2目教育振興費につきましてご説明いたします。恐れ入りますが、108、109ページ

をお開きください。補正額は231万円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。小学校就学援助事業費につきましては、小学校の臨時休校の影響により学校給食費相当分の支給が1か月分減少したことから減額するものであります。

続きまして、3目学校建設費につきましてご説明いたします。補正額は500万円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。小学校校舎改修事業費につきましては、三鴨小学校非常階段改修工事の執行残を減額するものであります。

次の小学校給排水設備整備事業費につきましては、栃木第五小学校下水道接続工事ほか2件の執行残を減額するものであります。

続きまして、3項1目学校管理費につきましてご説明いたします。恐れ入りますが、112、113ページをお開きください。補正額は3,149万8,000円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。所管関係部分、上から2事業目、中学校ICT環境整備事業費につきましては、小学校と同様の理由により減額するものであります。

次の中学校感染症対策事業費（新型インフルエンザ等）（保健給食課）につきましては、市内中学校における感染症対策として使用する消毒薬等の需用費であります。国庫補助金の補助対象経費が当初の見込みよりも大幅に少なかったことから減額するものであります。

次の中学校再開対策支援事業費（栃木東中学校）から一番下の中学校再開対策支援事業費（岩舟中学校）までの事業につきましては、中学校の感染症対策の徹底を図りながら学校教育活動の円滑な継続を支援するための事業費であり、需用費が主なものであります。

続きまして、2目教育振興費につきましてご説明いたします。恐れ入りますが、114、115ページをお開きください。補正額は277万8,000円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。中学校就学援助事業費につきましては、中学校の臨時休校の影響により学校給食費相当分の支給が1か月分減少したことから減額するものであります。

続きまして、3目学校建設費につきましてご説明いたします。補正額は4億4,549万5,000円です。右の説明欄を御覧ください。中学校洋式トイレ改修事業費につきましては、国の令和2年度一般会計第3次補正予算により、学校施設環境改善交付金の内示があったことから、中学校6校分のトイレ改修工事費に関する事業費を増額するものであります。

次の中学校校舎改修事業費につきましては、栃木西中学校校舎外壁改修工事について工事内容を精査したこと及び工事監理業務を建築課で行ったことによる不用額並びに大平南中学校の改修設計費の執行残を減額するものであります。

次の中学校屋内運動場改修事業費につきましては、国の令和2年度一般会計第3次補正予算により、学校施設環境改善交付金の内示があったことから、栃木南中学校屋内運動場改修工事に関する事業費を増額するものであります。

続きまして、4項1目社会教育費につきましてご説明いたします。恐れ入りますが、116、117ペ

ージをお開きください。補正額は1,274万円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。所管関係部分、上から3事業目、西方子ども夏まつり負担金につきましては、令和2年西方子ども夏まつりが新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止を決定したことから、負担金を減額するものであります。

次の市民交流センター施設管理費につきましては、令和2年7月に開館した市民交流センターの電気料及び上下水道使用料が当初の見込みを下回ることから、光熱水費並びに使用料及び賃借料を減額し、また施設管理業務委託の入札において執行残が生じたことから、委託料を減額するものであります。

続きまして、2目公民館費につきましてご説明いたします。補正額は1,802万9,000円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。所管関係部分、上から2事業目、栃木公民館解体事業費につきましては、解体工事設計業務委託の入札において執行残が生じたことから、委託料を減額するものであります。

続きまして、3目図書館費につきましてご説明いたします。補正額は310万4,000円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。図書館システム管理費につきましては、栃木市図書館総合システム賃貸借契約におきまして、長期継続契約期間の終了後、同システムの再リースを行ったことにより賃借料が低廉となったため、その差額を減額するものであります。

次の図書館振興基金積立金につきましては、ふるさと納税に係る寄附金が当初の見込みを下回ったため積立金を減額するものであります。

続きまして、4目文化財保護費につきましてご説明いたします。補正額は450万6,000円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。ふるさと文化振興基金積立金につきましては、ふるさと納税に係る寄附金が当初の見込みを下回ったため積立金を減額するものであります。

次の新生栃木市10周年記念市民ミュージカル開催事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により開催を中止した市民ミュージカルの実行委員への補助金の減額であります。

続きまして、5項1目保健体育総務費につきましてご説明いたします。恐れ入りますが、118、119ページをお開きください。補正額は3,223万1,000円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。所管関係部分、上から2事業目、スポーツ振興課一般経常事務費につきましては、新型コロナウイルスの影響により各種スポーツ事業が中止となったため、スポーツ推進委員の活動回数が当初の見込みを下回ったことから報酬を減額するものであります。

次のスポーツ大会開催委託事業費につきましては、新型コロナウイルスの影響により開催を中止とした郡市町対抗駅伝競走大会や県南五市対抗親善総合競技大会など10事業の委託料の減額であります。

次の少年スポーツ振興事業費につきましては、新型コロナウイルスの影響により開催を中止とした少年スキー教室の講師謝礼、旅費、送迎バス借上料等の減額であります。

次のスポーツ振興基金積立金につきましては、ふるさと納税に係る寄附金が当初の見込みを下回ったため積立金を減額するものであります。

次の生涯スポーツ振興事業費（大平）につきましては、新型コロナウイルスの影響により開催を中止とした大平地区マラソン大会の委託料の減額であります。

次の生涯スポーツ振興事業費（岩舟）につきましては、新型コロナウイルスの影響により開催を中止とした岩舟健康マラソン大会及び岩舟駅伝競争大会の委託料の減額であります。

続きまして、2目体育施設費につきましてご説明いたします。補正額は299万7,000円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。第77回国民体育大会開催関係大平南体育館改修事業費につきましては、床改修工事の実施に当たり工事費が当初の見込みを下回ったことから、工事請負費を減額するものであります。

次の第77回国民体育大会開催関係大平体育館改修事業費につきましては、遮光幕更新工事におけるレースカーテンの設置取りやめ等により工事費が当初の見込みを下回ったことから、工事請負費を減額するものであります。

続きまして、3目学校給食費につきましてご説明いたします。補正額は519万2,000円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。所管関係部分、上から2事業目、学校臨時休業対策費補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止による学校の臨時休校に伴い、学校給食が中止となりキャンセルとなった食材費等を納入業者に対して補助するもので、事業が完了し、不用額が生じたため減額するものであります。

次の学校給食費緊急助成金（新型インフルエンザ等）につきましては、子育て世代の経済的負担軽減を図るために給食費2か月分を助成するもので、事業が完了し、不用額が生じたため、減額するものであります。

以上をもちまして、所管関係部分の歳出の説明を終了させていただきます。

○委員長（針谷正夫君） 佐藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤義美君） 続きまして、歳入につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の46、47ページをお開きください。15款2項6目教育費国庫補助金につきましてご説明いたします。補正額は1億4,192万6,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。2節小学校費補助金につきましてご説明いたします。1項目め、特別支援教育就学奨励費補助金につきましては、小学校就学援助事業の特別支援教育就学奨励費について、事業費を補正減したことに伴う国補助金の減額であります。

次の公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備補助金につきましては、ネットワーク整備業務委託費に変更が生じたことによる増額であります。

次の公立学校情報機器整備費補助金につきましては、入札の結果、1台当たりのモバイルWi-Fiルーターの額が決定したことによる減額であります。

次の学校保健特別対策事業費補助金につきましては、先ほど歳出のところでご説明いたしました小学校再開対策支援事業費に係る国からの補助金であります。

続きまして、3節中学校費補助金についてご説明いたします。1項目め、要保護生徒援助費補助金につきましては、中学校就学援助事業の就学援助費について事業費を補正減したことに伴う国補助金の減額であります。

次の特別支援教育就学奨励費補助金につきましては、中学校就学援助事業の特別支援教育就学奨励費について、事業費を補正減したことに伴う国補助金の減額であります。

次の公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備補助金につきましては、小学校と同様、ネットワーク整備業務委託費に変更が生じたことによる増額であります。

次の公立学校情報機器整備費補助金につきましても、小学校と同様、入札の結果による減額であります。

次の学校施設環境改善交付金につきましては、中学校6校のトイレ洋式化事業及び栃木南中学校屋内運動場改修事業について、事業採択の内示があったことから増額するものであります。

次の学校保健特別対策事業費補助金につきましては、小学校と同様、中学校再開対策支援事業費に係る国からの補助金であります。

続きまして、4節社会教育費補助金につきましては文化芸術振興費補助金でありまして、文化会館において新型コロナウイルス感染症防止対策として、赤外線カメラを設置したことによる補助金であります。

次の5節保健体育費補助金につきましては、学校臨時休業対策費補助金でありまして、新型コロナウイルス感染症による学校の臨時休校による学校給食が中止となりキャンセルとなった食材費等を食材納入業者に対して補助するものでありますが、事業が完了し、歳出が当初見込みより減少したため、全国学校給食会連合会からの補助額が減ることから減額するものであります。

続きまして、48、49ページをお開きください。16款2項4目農林水産業費県補助金につきましてご説明いたします。右の説明欄を御覧ください。1節農業費補助金につきましてご説明いたします。1項目め、農業生産振興事業費補助金につきましては、国や県の補助事業における事業費の精査による減額分と国の補正予算事業である担い手確保経営強化支援事業等への事業要望に伴う増額分を相殺したことに伴う県補助金の減額であります。

次の人・農地プラン推進事業費補助金につきましては、機構集積協力金の申請件数が当初予定より減少したことに伴う県補助金の減額であります。

次の土地改良事業費補助金につきましては、栃木地域、都賀地域で実施する県単独農業農村整備事業に対する県からの補助金であります。

次の多面的機能支払推進交付金につきましては、岩舟地域の組織の増減に伴う交付金の減額によるものであります。

続きまして、50、51ページをお開きください。右の説明欄を御覧ください。初めの農業水路等長寿命化・防災減災事業費補助金につきましては、防災重点ため池ハザードマップの作成、調査に対する県からの補助金であります。

次の農業競争力強化農地整備事業補助金につきましては、栃木地域で実施するスマート田んぼダム実証事業に対する県からの補助金であります。

次の農地利用最適化交付金につきましては、農業委員、農地利用最適化推進委員の令和2年度の農地利用最適化に係る活動及び成果見込みに変更が生じたことによる交付金の減額であります。

続きまして、2節林業費補助金につきましてご説明いたします。所管関係部分、捕獲強化奨励事業費補助金につきましては、例年よりイノシシ、ニホンジカの捕獲頭数の増加が見込まれることに対する県からの補助金であります。

次に、5目商工費県補助金につきましてご説明いたします。補正額は75万円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。移住支援金交付事業費補助金につきましては、国からの地方創生推進交付金を活用して取り組みます移住支援金交付事業に対する県からの補助金であり、補助要件に該当する移住者が当初の見込みよりも少なかったことから減額するものであります。

続きまして、17款1項2目利子及び配当金につきましてご説明いたします。右の説明欄を御覧ください。所管関係部分、上から5項目め、ふるさと文化振興基金利子につきましては、基金利子の利率が低かったことによる減額であります。

17款2項1目不動産売払収入につきましてご説明いたします。補正額は6,660万9,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。土地売払収入（岩舟）につきましては、静和ふれあいの郷センターが公売で売払いされた場合に発生する収入であります。

続きまして、52、53ページをお開きください。18款1項6目教育費寄附金についてご説明いたします。補正額は32万円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。教育総務費寄附金につきましては、篤志奨学基金への寄附が当初の見込みを上回ったことから増額するものであります。

続きまして、54、55ページをお開きください。19款2項13目スポーツ振興基金繰入金につきましては、補正額555万8,000円の減額でありまして、新型コロナウイルスの影響により充当先となる各種スポーツ事業が中止となったため、当初の見込みを下回ったことから減額するものであります。

次の16目篤志奨学基金繰入金につきましては、補正額288万円の減額でありまして、とちぎ吾一奨学金の利用が5名にとどまり、当初の見込みを下回ったことから減額するものであります。

次の21目森林環境譲与税基金繰入金につきましては、補正額374万円の減額でありまして、森林経営管理意向調査委託費を直営に切り替えたことから、当業務に対する基金からの繰入金を減額するものであります。

続きまして、21款5項4目雑入につきまして説明いたします。所管関係部分につきましては、56、57ページをお開きください。右の説明欄の一番上を御覧ください。初めの実証事業支援費等につき

ましては、国の事業である誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成実証事業に応募いたしましたが、不採択となったことにより、事業を実施しなくなったため減額するものであります。

次の臨海自然教室送迎用バス借上費用保護者負担金につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う事業中止のための減額であります。

次の大会参加者負担金等につきましては、新型コロナウイルスの影響により中止となった各種スポーツ事業の参加者負担金の減額であります。

以上で所管関係部分の歳入の説明を終わらせていただきます。

○委員長（針谷正夫君） 白井公民館課長。

○公民館課長（白井秀明君） 続きまして、繰越明許費補正につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の8ページをお開きください。第2表、繰越明許費補正追加についてご説明いたします。上から5事業目、6款農林水産業費、1項農業費、農業生産振興事業補助金につきましては、国の補正予算事業である担い手確保経営強化支援事業を活用した農業用機械導入や、自然災害発生にあらかじめ備え、災害に強い産地を形成するための園芸産地における事業継続強化策を活用した取組について、補助採択の見込みであり、年度内完了が困難と判断したため繰越しをするものであります。

次の県単独農業農村整備事業（栃木）につきましては、奈良田川の安全施設改良工事及び国府土地改良区内の寄居地区の農道舗装工事において、隣接地権者との協議に不測の日数を要し、年度内の申請が見込めないため、繰越しをするものであります。

次の田んぼダム整備事業につきましては、田んぼダム整備実証実験において地権者との調整に日数を要し、年度内の実施が見込めないため、繰越しをするものであります。

次の防災重点農業のため池調整委託事業につきましては、ため池劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価調査において調査に日数を要し、年度内の実施が見込めないため、繰越しをするものであります。

次のむらづくり施設管理運営委託事業費につきましては、静和ふれあいの郷センターの公売が完了しない間は、栃木県宅地建物取引業協会へ媒介手数料を支払えないことから、年度内完了が困難と判断したため、繰越しをするものであります。

続きまして、7款商工費、1項商工費、新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮協力金負担金につきましては、令和3年3月5日までに申請があった店舗に対し支給する協力金の一部について、各市町が県に負担金として納付をするものであり、県が事業費を令和3年度に繰越し予定であることから、市においても繰越しをするものであります。

次の企業立地促進事業につきましては、市税の完納を完了した後に奨励金を交付するものでありますが、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例を受けた企業は納期が1年延長されるため、その完納を確認した後に交付することから、繰越しをするものであります。

続きまして、10ページをお開きください。下から3事業目、10款教育費、2項小学校費、小学校ICT環境整備事業につきましては、GIGAスクールで導入するタブレットの納入が年度内ぎりぎりとなるため、念のため繰越しをするものであります。

次の小学校再開対策支援事業につきましては、国の令和2年度第3次補正予算に計上された補助事業で、年度内に事業を完了することができないため、繰越しをするものであります。

次の10款教育費、3項中学校費、中学校洋式トイレ改修事業につきましては、中学校6校のトイレ改修工事が年度内に完了することができないと判断したため、繰越しをするものであります。

続きまして、11ページをお開きください。1事業目、中学校屋内運動場改修事業につきましては、栃木南中学校屋内運動場改修工事が年度内に完了することができないと判断したため、繰越しをするものであります。

次の中学校ICT環境整備事業につきましては、小学校と同様、タブレットの納入が年度内ぎりぎりとなるため、念のため繰越しをするものであります。

次の中学校再開対策支援事業につきましては、国の令和2年度第3次補正予算に計上された補助事業で、年度内に事業を完了することができないため、繰越しをするものであります。

2事業飛びまして、10款教育費、4項社会教育費、大平地域公民館施設整備事業につきましては、大平公民館1階ロビーの空調設備更新工事において施設の一部にアスベスト含有が確認され、処分手続に時間を要し、年度内の工事完了が見込めないために繰越しをするものであります。

次の文化会館施設改修事業につきましては、栃木文化会館展示室及び練習室の空調機の更新をするに当たり、当初に予定していなかった設計の再積算を実施することになったため、発注時期が遅れ、昨年12月から工事に着手しておりますが、工期に6か月ほど要し、年度内に工事を完了できない見込みであることから繰越しをするものであります。

次の11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、農業施設災害復旧事業（令和元年台風19号災害）（農林整備課）につきましては、県の河川復旧工事、1級河川永野川と一体的に用水路の復旧工事を行っており、県の河川復旧工事が日数を要し、年度内の完了が見込めないため、繰越しをするものであります。

以上で所管課関係部分の繰越明許費の説明を終わらせていただきます。

続きまして、債務負担行為変更についてご説明いたします。恐れ入りますが、12ページをお開きください。第3表、債務負担行為補正変更、令和2年度中小企業緊急資金利子補給につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により全国的に景況感が悪化しており、対象融資である栃木県制度融資の利用者及びそれに伴う利子補給額が当初見込みよりも大幅に増加したことから、限度額を増額するものであります。

以上をもちまして、令和2年度栃木市一般会計補正予算（第11号）の所管関係部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（針谷正夫君） 以上で当局の説明は終わりましたが、ここで暫時休憩をいたしたいと思
います。

（午後 零時14分）

○委員長（針谷正夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時10分）

○委員長（針谷正夫君） まず、お諮りをいたします。

本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思ます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） さて、午後は冷静に。107ページ、10款2項1目、そして112ページ、10款3
項1目、両方にわたっておりますICT環境整備事業費についてお尋ねをさせていただきます。I
CT事業と申しますか、GIGAスクール関連の話になってくるわけなのですが、一般質問
において小平議員がこれについて質問をされております。そのときの答弁、皆様覚えていらっし
やと思いますが、セキュリティーと申しますか、フィルタリングと申しますか、その辺について
もう一度説明を求めたいと思ます。

○委員長（針谷正夫君） 川津教育部長。

○教育部長（川津浩章君） 来年度から小中学校の児童生徒に1人1台の端末が配備されるわけ
でございますが、現在のところ広瀬委員がおっしゃるフィルタリングにつきましては、現状では入
っていない状況でございます。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 一般質問の答弁の中に、持ち帰りは2学期からというようなお話がござ
いました。まず、その中で学校で使用している間のセキュリティー、フィルタリングはどうな
っているのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 川津教育部長。

○教育部長（川津浩章君） 学校で使う場合は、学校のインターネットにつながる大本のところに
フィルタリング、ネットシェイカーという名称のフィルタリングがついております。ですので、有害
なサイトなどにアクセスする心配は、学校の中ではないということでございます。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） そういうご説明でした。1学期において学校内でしか使用ができない。学校内で使用している分には、学校に整備されている機器を活用してフィルタリングがかけられるから安心であるというのは分かります。では、なぜ2学期から持ち帰りが可能になる。そういったことが前提になっているにもかかわらず、フィルタリングについて何の手段も講じず、ここに来てしまったのか、説明をお願いしたいと思います。

○委員長（針谷正夫君） 川津教育部長。

○教育部長（川津浩章君） 今年度、GIGAスクール構想に伴いまして、まずは6月補正で校内のネットワークの整備をさせていただきました。その後、9月補正で1人1台の端末の整備のほうをお願いしたわけですが、その際、9月補正ですので、担当課のほうの要求は7月ぐらいにしたところであります。その際の県内他市のフィルタリングの導入状況ですとか、フィルタリングソフトも高額なものまであったものですから、そちらについては検討はしてはしておりますが、導入には至らなかったというところでございます。

その後、9月には文部科学省のほうからGIGA端末のほうは持ち帰りも想定しているということで、9月にセキュリティーには十分配慮をするようにというような内容の通知が出ておりました。その後の令和3年度予算、それから補正などのときもフィルタリングソフトにつきましては検討はしてはしておりますが、学校のほうでも道徳の時間や、それから学級活動などで情報モラルの授業などをやっております。そういう情報モラルの指導を徹底すれば、それで家庭に持ち帰っても大丈夫かなという状況でここまで進んできたわけですが、やはり学校側も心配である、それから保護者のほうも心配であるという声が上がってきておりますので、市のほうとしましてはフィルタリングソフトを入れることで、今協議を進めております。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） フィルタリングを入れる協議を進めていただいているという言葉がございましたが、その前に聞きたいことが山のようにありますので、まずそれを全部聞かせていただいてから、そちらのほうに話を移したいと思います。

2学期から持ち帰りをすると。たしか一般質問の折に部長答弁で、2学期から持ち帰りを想定している自治体17のうちに、フィルタリングがされていないのが栃木市だけだったという答弁がございました。その結果を考えて、栃木市教育行政、正当な論議、検討がされていたと今、振り返って思っていらっしゃいますか。

○委員長（針谷正夫君） 川津教育部長。

○教育部長（川津浩章君） フィルタリングについての必要性などにつきましては、教育委員会内でも担当課のほうでいろいろ調べたりして研究もしておりますので、フィルタリングにつきましては、設定も細かくできるものと、大まかにしかできないものというのがありまして、やはり今年の

臨時休校の際も家で先生方が作った動画を見ていただくというような場面もありましたので、ユーチューブは見られるようにしなくてはならないとか、それもユーチューブは見られても、授業用の文科省が推すようなユーチューブは見られるように細かく設定するというようなことを、そういうほうがいいのではないかということ議論しながら、その必要性につきましてはいろいろな場面で正副市長とも協議を進めてきたわけですが、現実としてはフィルタリングが今のところついていないという状況でございます。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 全然答弁になっていない。私がお聞きしたいのは、他市がきちんと整備を図っているにもかかわらず、栃木市がフィルタリングの整備を、結局は検討していたというお話ですが、されていたにもかかわらず、フィルタリング導入がなされていなかった。今回、この予算案等が通ったとすれば、フィルタリングがないまま子供たち、児童生徒の手元に端末が行ってしまうわけです。それを知っていながら、なぜ導入を図らなかったのか。

川津部長のお話ですと、学校の道徳教育等に児童生徒のモラルを信用しているというような、要約するとそういった答弁だったかと思いますが、児童生徒のモラルを凌駕する欲求というのがあるのです。それは好奇心です。その好奇心がいい方向に働けば、その子の才能、能力を伸ばす一助となりますけれども、もし万が一、違う方向にそれてしまった場合には、最悪いじめですとか、自殺ですとか、そういった悪循環に陥る可能性が多々ある。それは皆さん昨今のニュース等でよくご存じのはずです。

方向を変えます。ここに栃木県青少年健全育成条例というものがあります。これは青少年の良好な社会環境の整備と健全な育成を妨害するおそれのある行為の防止を図り、健全な育成に資することを目的としたものでございます。この中にインターネットの適切な利用に関する教育等という、第11条になりますが、載っているのです。教育のそういったものの適切な使用を推進するよう努めるとするときちんと定められているのです。県の条例です。栃木市からすれば上位法と言ってもいいと思います。部長、当然ながら知っているらっしゃいますよね。これを知っているのであれば、これに対して正当性があるとお考えでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 川津教育部長。

○教育部長（川津浩章君） 広瀬委員のおっしゃられる県の条例の詳細な条文までは覚えておりませんが、インターネットに関することが載っていたとはうろ覚えで覚えております。それに鑑みればタブレット端末にフィルタリングをつけないで持ち帰らせるということについては、正当性があるとはまでは言えないと感じております。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） この条例の第33条の5号になります。何人も、青少年有害情報を青少年に閲覧させ、又は視聴させないように努めなければいけないとちゃんと載っているのです。教育関係者

も当然載っているのです。これが県の条例で決まっております。ついでに言えば、青少年の非行・被害防止全国強調月間の活動の中で、栃木市もインターネット利用に関わる犯罪被害者の防止、こういったことでキャンペーン等まで行っているのです。

まだあります。内閣府です。内閣府から出しておりますものの中に、学校関係者の皆様へということに来てはいるはずでございます。これは内閣府が作成いたしましたリーフレットです。スマホ時代の子育てということで、この中にもインターネット等に関する注意事項たくさん載っております。極めつけは、平成20年に施行されました青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律、きちんと整備されております。そして、その中の第4条、国及び地方公共団体のセキュリティーとしまして、国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、青少年が安全に安心してインターネットを利用することができるようにするための施策を策定し、及び実施する責務を有するのです。部長、これに沿った施策だったとお考えですか。

○委員長（針谷正夫君） 川津教育部長。

○教育部長（川津浩章君） 沿っているとは言えないと思います。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） ということは、今まで進めてきたこの事業は、国の定めた法律に反する事業だったとお認めになるのですか。

○委員長（針谷正夫君） 川津教育部長。

○教育部長（川津浩章君） 結果的には、まだ入っていないので、そういうふうと言われても致し方ないと考えておりますが、何も検討もせずここまで来ているわけではありませんので、方向性としては入れる方向で今協議しておりますので、ご理解のほどいただきたいと思います。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 今、検討をしているから、それでいいというものではなくて、何の検討もしないまま、昨年、補正予算で決められたときから一体どれだけの月日が流れていますか。その間の検討が決まらなかったから、決まらないままこの議案として、予算案としてのっかっているわけです。では、これを我々議会が通してしまったら、それはそのまま執行されるのではないのですか。それとも、これはこれとして我々議会に承認をさせた後に、後からフィルタリングをつけるつもりでしたと、そんな言葉が通りますか。仮にも16万人の栃木市の行政、その中で教育行政をつかさどる皆さんの中で、こういった法律違反に関わるかもしれないと、そういった進言をされた方が教育委員会事務局の中に誰一人もいなかったのですか。

○委員長（針谷正夫君） 川津教育部長。

○教育部長（川津浩章君） 今のご質問にどのようにお答えすればいいかちょっとあぐねておりますが、誰もやはり子供たちに何かあってはということで、そうならないためにどうしたらいいかということで考えておりますので、危険性とか全然考えていなかったわけではないということでありま

す。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） やっていないということは、考えていないも同義なのです。五十歩百歩という言葉があります。我々が使っているこの議員に配付されているこの端末でさえ、フィルタリングがかけられております。いわんや好奇心の旺盛な児童生徒に配付するものに、そういったフィルタリング、言い方を変えれば安全装置です。安全装置もついていないものを児童生徒に配ろうとしていたにもかかわらず、それを隠すという言い方は変でございますけれども、ごまかすような答弁ばかりでは、我々は誰一人として納得ができない。

小平議員の一般質問の折に、我々はそれまではフィルタリング、当然かけられているものだとばかり思っておりました。その質問がなければ我々を知る機会もなく、ほかの方々、一般市民も含めてそういった情報を知る機会がなかったら、そのまま通っていたのではないのでしょうか。それ以前にフィルタリングを追加しようという、いつ頃に追加するのだと、そういった協議がなされましたか。たしか一般質問の答弁のときには、そういったお話はなかったように記憶しておりますが、フィルタリングの後日導入について、ではいつからそういう話が、近々であったのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 川津教育部長。

○教育部長（川津浩章君） 先ほどから申し上げているとおり、教育委員会の中ではフィルタリングソフトの必要性については、やっぱり必要ではないかということで徐々に一般質問の答弁作成もあって高まってきたところではありますが、先週の一般質問が終わって、再度、正副市長のほうにも掛け合いまして、国の第3次のコロナの臨時交付金のほうでフィルタリングソフトを使わせてもらえるように、今、それで進んでいるところでございます。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 一般質問答弁の協議の中で、そういう機運が高まってきた、つい最近ではないですか。では、それまでは何の検討もされていなかったと、そう言っている答弁と私一緒だと思います。幸いにもといいますか、幸か不幸かといいますか、一つの一般質問がきっかけとなって議会全体にこういったフィルタリングに対する市の責任が広まり、今回、私こうやって質問させていただいておりますけれども、あまりにも栃木市の教育行政として児童生徒に対する安心を与えるといった一番大切な心配りが欠けているのではないかと、そう感じたところであります。これは今後についても猛省をしていただきたい。

いつまでも怒っていますと午前中と一緒になってしまうから切り替えますけれども、部長のご答弁の中で第3次のコロナの補助金、これを活用してというお話ございました。第3次でよろしいですね。もし導入をその補助金を活用して使っていただけるとすれば、いつ頃、どのような形で、どのぐらいの予算を使うようになるのか、今分かる範囲内で結構ですので教えていただきたいと思っております。

○委員長（針谷正夫君） 川津教育部長。

○教育部長（川津浩章君） 各委員の皆様にもご案内かと思いますが、12日に議員研究会がありまして、その際、国の第3次の臨時交付金の市当局としてこんなことを考えているというのを案として議員研究会のほうで示す予定だと聞いております。その中に、今回の児童生徒のタブレット端末のフィルタリングソフト導入に係る使用料と設定料も含まれますと、総額は約4,300万円ぐらいになります。内訳としまして使用料のほうは年間約1,900万円で、今回導入するタブレットのソフトにまた設定をする作業があるということで、設定作業料のほうは2,400万円ぐらい、1万1,000台先のやつでかかるということで、総額は約4,300万円ほどかかる予定でございます。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 近々に多分フィルタリング等について事を進めていただきたいと思うのですが、よく短期間の間にそういった4,300万円といった見積り等が出てきたなど。これは入札ではなくて随契でお聞きした、それともこれから入札を行う、そういった事業になるのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 川津教育部長。

○教育部長（川津浩章君） 現在、見積りは導入業者のほうから見積りを取っていたと思いますが、入札になるか随意契約になるかはちょっとまだ未定でございます。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） それでは、入札になるか、随意契約になるかはこれからという話ですが、このフィルタリング導入実施はいつ頃お考えでしょう。

○委員長（針谷正夫君） 川津教育部長。

○教育部長（川津浩章君） 先ほど申し上げました臨時交付金につきましては、市のほうとしますと4月上旬に予算措置をさせていただきたいと考えております。臨時会になるか、専決になるかはちょっとまだ未定ということですが、4月上旬に認めていただければ、それから入札なり契約なりをして、設定にちょっと時間がかかりますので、なるべく早い時期にフィルタリングソフトの導入をしたいと考えております。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 普通に考えますと、4月上旬に早急な対応していただくとすれば、臨時会を開いて予算の議決を諮らなければなりませんので、私どもの議会もそういったことであれば喜んで参集に応じるつもりでおります。

しかしながら、この短期間の間に業者を選定してソフトを入れる。設定をする。設定漏れですとか、そういったことがあってはならない作業になるかと思えます。となれば、随意契約ではなく、できるのであればきちんとした業務を行える会社を選定する必要がある。当然ながらそうなれば、条件つき等になってくるのかなと思えますけれども、今のところ随契で行ったほうが時間は早いでしょう。しかしながら、周りの信頼を得るためには、条件つきを入れなければならない。そうなっ

た場合に、教育行政としては時間を取るか、安全性を取るか、どちらをお選びになりますか。

○委員長（針谷正夫君） 川津教育部長。

○教育部長（川津浩章君） 持ち帰りにつきましては、早くて2学期からということ想定しておりますので、安全性のほうを取りたいと思います。

○委員（広瀬義明君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） そうですね。その安全性を選択していただくという気持ちが、今回の騒動の前に欲しかったと、私は今そう思っております。確かに今回のフィルタリングが導入されていなかったという事実は、我々議会にも大きなショックを与えました。これをショックというのは、教育行政に対する信頼度が揺らぐというショックでございます。教育委員会行政に今までいろいろご意見申し上げた立場からすれば、それでもある程度信頼をさせていただいていた。その信頼が揺らぐというのは、これは大きなことなのです。とんでもないことなのです。ぜひ今後は、我々の信頼、市民からの信頼にきちんと応えられるような、そういった事業の進め方を図っていただき、見落としのないように十分留意をしていただきたいと思います。委員長、要望をお願いします。

○委員長（針谷正夫君） はい。

松本委員。

○委員（松本喜一君） 私も関連質問なのですけれども、先ほど部長が正副市長に相談したと言いましたけれども、その前に教育長、教育のトップの教育長には、いつ頃このフィルタリングの話はしたのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 川津教育部長。

○教育部長（川津浩章君） 教育長とは、もともと端末導入の際からフィルタリングというのは必要だということで話はしておりました。教育長は、タブレット端末を入れるというときから、入れるのであればフィルタリングは必要だという認識でございます。

○委員長（針谷正夫君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 私も今の教育長はそういうふうに使っていたらと思って、そのとおりだと。なぜそのときに、部長が正副市長に、教育長も皆さんが、これフィルタリングを入れて導入したいと、それをなぜ強く言わなかったのですか。何で今回の3月議会に持ち上げられなかったのですか。お願いします。

○委員長（針谷正夫君） 川津教育部長。

○教育部長（川津浩章君） その点につきましては、教育委員会側でなかなか必要性、危険性というようなアピールが足らなかったということで、もっと強力的に正副市長のほうにお願いをすればよかったと考えております。

○委員長（針谷正夫君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 教育のトップの教育長までそれを言っていたというのに、部長、それは怠慢だぜ、悪いけれども。こういうことは教育のまち栃木市なんて笑われてしまうよ、これははっきり言って。どうしても、予算かかっても何とかしてもらいたいというのではないのですか。例えば部長だけではなかったら、教育長も皆さんで頼みに行けばいいでしょう、何とかしてもらいたいと。

給食費無償化だってそうでしょう。今まだ通っていないでしょうけれども、6年と3年ということだって、議会の説明の中で財政部長のほうから何とかすると、議員お願いしますと、そういう意見が出ているのだから、なぜそういうことを正副市長に言わなかったのですか。通らなかったら通らないで、そのまま帰ってきてしまったのですか。その後の教育委員会で、もう一度というのは意見がなかったのですか、どうですか。

○委員長（針谷正夫君） 川津教育部長。

○教育部長（川津浩章君） そこは教育委員会としての押しが足らなかったところだと思います。何度も機会あるたびに、その必要性は訴えてはいたのですが、それが足らなかったということだと考えております。

○委員長（針谷正夫君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 何回言ってもそういう答弁しか来ないのでしょうけれども、部長、これはどうしても欲しいとなれば、予算は何とかすればいいのではないですかね、はっきり言って。市債取っても、借金つくっても、何してもやるのではないですか。そういう心構えを持ってもらいたいです。

教育委員会の職員、全職員にも言いますけれども、これは絶対欲しいとなったら何が何でも予算つけるように、議会も何とか通すと、そのくらいの意気込みで職員さんやってよ。悪いけれども、こういうことを今頃になって、では議員から言われたからやるかなんて、そういう問題ではないです。教育のまちなのだから、しっかりよろしくお願いします。要望で結構です。

○委員長（針谷正夫君） ほかに質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 関連。十分問題点は出てきたと思います。今度、そういった方向で、ある程度導入する方向でやるということで、ソフト使用料は4,300万円ということなのですけども、学校にはちゃんと入っていると、学校のほうは。それと同じ程度のソフトというふうに考えているのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 川津教育部長。

○教育部長（川津浩章君） そういう有害なサイトとか危険なところには行かないような設定に、細かく設定ができるということで、予定しているソフトは学年によって設定を変えたりとか、そういう細かい設定もできるソフトを予定しております。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） では、性能上は学校に入っているのと同じもの、程度ということでよろしいのですよね。

これまでの計画聞いていて、やっぱり教育委員会として、これは我々大人というか、普通常識的なものです。それが何で常識的なことが通らないのかというのは、非常に疑問に思うのです。一般質問でもやりましたけれども、やっぱり職場環境の風通しがよくない、そういう状況があるのではないかなと。トップダウンなり、そこがかなり組織をゆがめているというか、公平性をゆがめているというか、そういうことはあるのではないかなと思うのです。その点についてどういうふうに。今回の何か一連、いろいろな問題が出ていて、ちょっとひどいなと思っていて、タブレットのフィルタリングにしても、やっぱり基本的なところが通らないというのがあるのではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 川津教育部長。

○教育部長（川津浩章君） 正直言ってちょっと答えにくいところもあるのですが、やはり安くはないものであるソフト、児童生徒の安全を考えれば高くないということもあるかと思いますが、ソフトも1万1,000台先のものに導入するということになると、かなり高額になるということが一つあったのではないかと考えております。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） このタブレットを導入するに当たって、そういうソフト、いろんなソフトがくっついてくるわけだよね。そのフィルタリングというのを最初からくっつけておけば、こういうまた後からつけるという作業はなかったのかな、そういうことはあるのですか。

○委員長（針谷正夫君） 川津教育部長。

○教育部長（川津浩章君） 国のほうのG I G Aスクールの関係で1台4万5,000円の補助が出るというのにはソフトは該当しないで、その分は市の持ち出しになるところでありますので、今回、授業支援ソフトなどは最初から入れることができましたので、フィルタリングも最初から入れてあれば設定とかは必要なかったと。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうしますと、最初からそういうソフトを入れるという方針であれば、二度手間にはならなかったということなののでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 川津教育部長。

○教育部長（川津浩章君） ご指摘のとおりでございます。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうすると、その経費的に4,300万円はソフト使用料ということで、1,900万円だったか、それが導入のためのお金ということになるのですか。

○委員長（針谷正夫君） 川津教育部長。

○教育部長（川津浩章君） 説明がうまくなくて申し訳ないのですが、使用料のほうで年間約1,900万円、設定が約2,400万円です。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） では、2,100万円というのは、後から入れる……4,300万円。

〔「2,400万円です」と呼ぶ者あり〕

○委員（白石幹男君） 2,400万円。その費用というのは、では余計にかかる。最初から入れておけば、そのお金はかからなかったということなのですか。

○委員長（針谷正夫君） 川津教育部長。

○教育部長（川津浩章君） そのようになります。

○委員長（針谷正夫君） 針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） 議論聞いておまして、別に部長の肩を持つわけではないのですけれども、部長の言葉の中に正副市長とやってきたが駄目だった、これは正副市長が拒否をしたということで間違いはないですね。

○委員長（針谷正夫君） 川津教育部長。

〔「はっきり言ったほうがいいよ」と呼ぶ者あり〕

○教育部長（川津浩章君） 予算の査定の中で、そうなったと聞いています。

○委員長（針谷正夫君） 針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） いや、今、広瀬さんがるる申し上げましたように、学校の責任者という教育の責任者は教育長であると同時に、今は市長なのです。そういうふうに変りましたよね。そういう意味からすれば、トップが要らないと言ったことは重大な発言ですよ、これは。だって、必要だと、教育委員会が。広瀬さんがるる言ったように、法的にもその立場に立つ人が要らない、これ大問題ではないのですか。

○委員長（針谷正夫君） 川津教育部長。

○教育部長（川津浩章君） ご指摘のようなところも思うのですが、やはり市のトップのほうとすると、やはり予算全体の中を見てということなので、致し方なく、その段階では導入をしなくても仕方ないかと思ったところでございます。

○委員長（針谷正夫君） 針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） いや、それは部長の優しい気持ちがそう言っていることは、私はよく分かります。もうこの際ですから、自分はもう正副市長ともやったが駄目だった、これ事実でしょう。いろいろな言い訳はいいですけども、これ事実ですよ。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員（針谷育造君） だとすれば、これは重大問題だなというふうに思うのです。

皆さん聞いていましたからあれですけども、本当に教育委員会というのは弱い立場です。私も

経験しましたけれども、予算権がないのです。そういう意味では、市長や副市長の言うことを聞く場合もあるけれども、いや、その責任者の一方は、教育長は、これは学校教育、社会教育の責任を持って執行している立場ですから、当然要求したと思います。皆さんも要求したと思います。だからその正副市長ともやったが駄目だったというのは、正副市長が拒否をしたということで間違いありません。

○委員長（針谷正夫君） 川津教育部長。

○教育部長（川津浩章君） 要求を上げた予算の査定の中で、落ちたということになります。

○委員長（針谷正夫君） それでは、質疑はありませんか。

松本委員。

○委員（松本喜一君） 先ほど部長のほうから4月に臨時議会と言いましたよね、このフィルタリングの予算。

〔「予定」と呼ぶ者あり〕

○委員（松本喜一君） 4月に臨時議会と。

〔「言わない、言わない」「まだ決まってない」と呼ぶ者あり〕

○委員（松本喜一君） だけれども、もうこれだけの議員から、皆さんこれ何とかしてもらいたいというのだから、3月補正、追加議案で出してしまったほうがいいのではないですか、これ。できるだけこれは早くやったほうがいいのではないですか。

○委員長（針谷正夫君） 川津教育部長。

○教育部長（川津浩章君） 今回、その財源となるのが国の第3次のコロナの臨時交付金ですので、それは全体の中で議員の皆様にもいろいろご意見を伺いながら全体を整理して、それで4月に臨時会なりで認めていただきたいということで今進んでおりますので、4月に通して、認めていただければ、何とか早い段階で入ると思いますので、ぜひともそれでもよろしく願いいたします。

○委員長（針谷正夫君） 関連ですか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 今ここで、川津部長をあまり追及しましても、お立場が辛いのはよく分かっていますので、私はもう追及いたしません。12日に、またよく聞かせていただきたいと思います。

違う質問に入りたいと思いますが、委員長、よろしいでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） この事案はこれで打ち切りまして、次に移りたいと思います。

質疑をお願いいたします。

○委員（広瀬義明君） 104、105ページ、10款1項3目教育振興費の中に、上から5行目、教師用教科書・指導書等購入事業費というのがございます。898万1,000円のマイナスとなっておりますけれども、これが当初予算でたしか7,459万円の予算が計上されておまして、つまりは12%余ったということになるのだと思うのですが、これの要因についてお伺いさせていただきます。

○委員長（針谷正夫君） 大阿久学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（大阿久 敦君） ただいまのご質問でございますが、こちらの教師用の教科書、指導書等については、予算を取る際に、まだ正式な教科書、指導書等の定価が分からない状態での予算を組み立てなければなりません。その上で翌年、購入していくわけですが、そこに加えて今回はご存じのとおり小学校の採択替えということで、教科書が大きく全部変わって、その上での購入ということで額も大きくなっていただいております。

また、実際に学校から希望、要望を取って、その中での配布ということも行っておりまして、そこで予算のことですので、なるべく抑えてくださいということで、こちらからもお願いをしたところも1点ございます。

またもう一点、今回から小学校の英語についてはデジタル教材ということで、今まではピクチャーカードという大きい絵の描いてあるカードなどをそれぞれ学級数分買っていたりということで購入していたわけですが、それがデジタルを購入することで単価が下がったと。そういったもろもろの要因が重なりまして、この額が残ということになったということでございます。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 私、てっきり文科省の教科書選定等については、定価がほぼ決まっていたかのような記憶があったのですが、そうではなかったのですね。

では、今回、栃木市の教科書選定替えがあったから額がでかかった、まさにそのとおりでございますけれども、その中で予算を抑えてくれというような要望等も出ていたということでございますが、予算を抑えるのを前提とした教科書選定というのは、それもいかなものかなと。内容等が優れているから選定をされたというのが本来の理由であってほしいわけなのですが、どちらに重点を置かれていたのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 大阿久学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（大阿久 敦君） ただいまのご質問ですが、こちら教科書の選定ではなくて、教師用の教科書、それから指導書の購入ということで、教科書自体の選定については公正に一番いいものをということで選定させて、値段等は関係ございません。こちらはその後のことになりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 教師用の教科書と選定した教科書との関連性というのは、つまりはないわけなのですか。

○委員長（針谷正夫君） 大阿久学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（大阿久 敦君） 教科書選定において選定された教科書、それを発行している発行者のほうから出される教師用教科書及び指導書というもの、例えば俗に言う赤本ということで、教科書、子供たちが使う本に対して、重要なところはこういうところだと細かいところが記さ

れたものが教師用教科書。それから、附属して教材がこういう教材があると、いろんな細かい部分がついているものが指導書というものになりますので、教科書が決まってから同じ教科書会社の出している指導書とか教師用教科書を購入するという形になっているものでございます。

○委員長（針谷正夫君） よろしいですか。

松本委員。

○委員（松本喜一君） 115ページ、中学校洋式トイレ改修事業、6校やるということなのですが、私は前に一般質問の中で、中学校になると会社名はいろいろ、シャワートイレとか、ウォシュレットとかあるのですけれども、それをつけるのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 柿沼学校施設課長。

○学校施設課長（柿沼宏和君） こちら中学校6校なのですけれども、南中、東陽中、吹上中、皆川中、あとは藤岡第一中、岩舟中学校の第2期工事ということになりますが、今のところウォシュレットも一部つけます、中学生ということで。あと暖房便座、こちらもつけるようなこととしております。あと、女子用に音姫、ちょっと音が鳴るやつ、そういったものもつけております。

○委員長（針谷正夫君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） つけているということで安心したのですけれども、やっぱり年頃というか、女の子にはその洗浄するやつがないと非常に不衛生なので、できればそれを女性のほうにはなるべく多くつけてもらいたいののですけれども、どうでしょう。

○委員長（針谷正夫君） 柿沼学校施設課長。

○学校施設課長（柿沼宏和君） すみません。全てにつけているかは、ちょっとそこはもう一度確認した中で、これから入札、そういったものの中で変えられるものは変えていきたいと思っております。

○委員長（針谷正夫君） よろしいでしょうか。

小久保副委員長。

○副委員長（小久保かおる君） 関連なのですけれども、中学校のトイレの整備率というのですか、100%というふうにホームページでは載っているのですけれども、令和4年度には100%もうできるのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 柿沼学校施設課長。

○学校施設課長（柿沼宏和君） こちら学校につきましては、小学校につきましては完了しております。今回、補正を上げさせていただきました6校、これを終えたところで100%となります。ただ、すみません、藤岡第二中学校、あと寺尾中学校、これについては全部を洋式化ということではなく、一部洋式を足す。あと小学校につきましても、一部学校の要望、やっぱり洋便器ではできないというようなお子さんもいらっしゃる。そういった中で幾つか和便器が残ってしまっているのですけれども、一応整備率としては100%。これについては校舎、体育館とかそういったものはまだちょっと整備が済んでおりません。

以上です。

○委員長（針谷正夫君） よろしいでしょうか。

〔委員長、すみません〕と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） はい、どうぞ。

○学校施設課長（柿沼宏和君） すみません。戻るようで申し訳ないのですが、先ほどG I G Aスクールのほうでフィルタリング、こちらについて1,900万円と2,400万円という数字がありましたけれども、これは2,400万円、そのままかかってしまうのですねということなのですから、そういったソフトをインストール、そういったものはかかりますので、一応2,400万円丸々これで余計にかかったということではございませんということで、ちょっとすみません、戻るようで申し訳ないのですが。

○委員長（針谷正夫君） 訂正ということ。

○学校施設課長（柿沼宏和君） 最初から入れたとしても、設定費、そういったものが一部かかりますので、全部一緒にやるか、1つ入れるかという差ということで。すみません、戻るようで申し訳ありません。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） それは分かりました。一部はちょっとお金が余計にかかるということで理解したいと思います。

そのトイレなのですけれども、トイレ、第3次補正でトイレ6校分、また南中の屋内、これはもともとやる予定にはあったということなのではないでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 柿沼学校施設課長。

○学校施設課長（柿沼宏和君） こちらについてはもともとやる予定で、国のほうの第3次補正、前倒しもできるものは前倒しなさいということの中で、令和2年度分として上げさせていただきました。

以上です。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） この補助率とか、それは有利なものを、どういうふうになっているのですか。

○委員長（針谷正夫君） よろしいですか。もし時間かかるようでしたら、後刻で。大丈夫ですか。
柿沼学校施設課長。

○学校施設課長（柿沼宏和君） 一応国のほうの補助率は3分の1になります。また、こちら補正予算債、そういったものがありまして、そちらのほうがちよっと有利になるということで、こちらを使うこととなります。

○委員長（針谷正夫君） よろしいですか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） であるということであれば、トイレのほうは急いでやるべきかなと思いますけれども、南中、これもおいおいやらなくてはならないということは分かりますけれども、その有利な補助率になっていけばよしといたしましょう。

○委員長（針谷正夫君） ほかに質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 83ページ、移住支援補助金です。100万円の減額で、見込みがなかったと。これ当初予算でどの程度取っていて、どのくらいを見込んでいたのか伺います。

○委員長（針谷正夫君） 秋間商工振興課長。

○商工振興課長（秋間広行君） お答えします。

当初予算では2世帯、1世帯100万円が出ます。2世帯分、予算のほうでは見込んでございました。ちょっと今回の100万円減額というのは、なかなかこの事業、要件、ハードルがすごく高く、県内でも私は県のほうに確認したところ、県のほうでは当初、年間240件を考えていたのですが、8件しか出ていません。その要件の中身というのが、東京、首都圏に10年間の間に5年間住んでいて、あと、かつ直前1年間も東京の首都圏に住んでいて、かつこちらに来たときに県が運営しているサイトに登録している企業に就職しないと、この補助金の要件が合わないものですから、我々のほうは要望はしているのですけれども、ようやく1件、何とかものにできそうな、東京都の方なのですけれども、介護職で、こちらの運営サイトに登録した企業に、微妙なのですけれども、今年度末か来年度当初ということで、話がようやくまとまってきたものですから、栃木市として今年度になるか、来年度当初予算になるかそこが微妙な段階で100万円残してありましたけれども、第1号が出るのではないかとということで、今、相談に対応しているところでございます。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） なかなかハードルが高いということで、やはりそういった東京一極集中から地方にというふうな政策が出ていると思いますけれども、これは条件は国が決めているの、県が決めているの、どう。

○委員長（針谷正夫君） 秋間商工振興課長。

○商工振興課長（秋間広行君） これは国でございませぬ。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） では、そういったハードルをもっと低く、条件を緩和しろというか、そういった要望とかやっているのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 秋間商工振興課長。

○商工振興課長（秋間広行君） この事業が創設したばかりに全然使えないので、やっぱり各県からも要望が出て、改正は若干したのですけれども、まだ全然ハードルの高さがきつ過ぎて、なかなか移住支援の本来の目的が達成できていないので、その要望の機会是我々のほうからも県のほうに

は一応声を出して、これではなかなか難しいというのは意見として出させていただいているところ
でございます。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 89ページ、有害鳥獣、補正増ということで、今年度の捕獲量というのですか、
どの程度出ているのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 石塚農林整備課長。

○農林整備課長（石塚昌平君） 今回、3月補正で、イノシシ178頭、鹿123頭の301頭分増額をお願い
をしているところでございます。今年度になりますけれども、1月末現時点での捕獲実績、これ
がイノシシが1,576頭、鹿480頭、1月現在で捕獲されております。当初の目標では、イノシシが
1,500頭ですので、1月現在でもう目標を上回っているという状況です。鹿については、当初450頭
を目標にしておりましたので、こちらについても当初の目標値よりも増加しているという状況でご
ざいます。

以上です。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 中山間地の農家は、本当に困っている状況です。寺尾地区なんかは大変被害
も出ている。特に鹿あたりがかなり稲のほうを食ってしまう、食べてしまうみたいになって、大変
な減収になったというか、収穫が減収になったというようなことも聞きました。

この対策ですけれども、本格的というか、いたちごっこみたいな感じはしますけれども、これや
ってもらわないと本当にそういったところの山というか、中山間地の農家というのは、農業とい
うのは本当に大変な状況で、高齢化もあるし、ますます状況が大変だと思いますけれども、そこら辺
の対策の強化はどのように考えていますか。

○委員長（針谷正夫君） 石塚農林整備課長。

○農林整備課長（石塚昌平君） 今、委員ご指摘のとおり、私どもの今捕獲体制としましては、猟友
会が主で活動をお願いしているところでございます。市内の猟友会、実施隊も含めて110名程度従
事者がおりますけれども、相当高齢化が進んでおまして、あと5年、10年後には今の猟友会の主
力メンバーも活動がなかなかできにくいのかなというふうに思っております。そういったところで、
わな免許、あとは市が銃器免許を率先して取ってくださいとはなかなか言いづらいところでして、
わな免許の若い方々の取得に対して支援を強化していきたい。それと、各自治会、一方で各自治会
の皆さんをお願いをして、獣害侵入防止柵、その設置のほうも市のほうは支援を強化していきた
いというふうに考えております。

以上です。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 自治会によっても温度差がありましては、積極的にやる自治会もあるし、全

然積極的ではない、そういう積極的ではない自治会の人たちからすると、人というか、何とかしてほしいなというような声が多くて、やはりその点については自治会任せではなくて、市が何とか設置、材料だけではなくて設置する手だても考えるべきではないかなと思うのですけれども、いかがでしょう。

○委員長（針谷正夫君） 石塚農林整備課長。

○農林整備課長（石塚昌平君） 市が率先してというところも現状ではなかなか難しい状況もございますけれども、一方で毎年獣害対策の連絡協議会、市の協議会がありまして、そこには被害を相当受けている自治会の皆さんの方々も入っていただいて、今後の獣害対策についての話し合いをもっと強化していければなというふうに思っていて、ある程度共通認識を持っていただいて、自治会の皆さん、市も当然これから捕獲強化をしていかなければならないと思いますけれども、意思の疎通を図りながら、自治会の皆さんのご協力をいただければなというふうに思っております。よろしくお願ひします。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 私の地元の寺尾なんかは、もう鹿が田んぼを10頭ぐらいで駆け回っているような状況があって、夜中なんかはぶつかったら本当に車が大破するような状況になっていますので、ぜひよろしくお願ひします。

○委員長（針谷正夫君） 続けてですか。

○委員（白石幹男君） はい。

○委員長（針谷正夫君） はい。

○委員（白石幹男君） 91ページ、この制度融資、コロナ対策の緊急資金利子補助事業が出ていますが、増額になっていますけれども、この中小企業なり、飲食業なり、その大変な状況というのはどういうふうにつかんでいるのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 秋間商工振興課長。

○商工振興課長（秋間広行君） 飲食店につきましては、営業時間短縮、そちらのほうで協力金は出ていますけれども、実際、緊急事態宣言の中で営業時間短縮にはならない、いわゆる非該当というのは、該当されない飲食店の方々もやはり影響を受けている。ましてそこに卸している、例えばタオルとか、あと代行業者とか、そういういろんな方々が影響を受けているということで、国のほうでは一時支援金というのを制度化しまして、そういう方にも最大で60万円でしたか、中小企業に出すという仕組みをつくりましたけれども、やはりそういう疲弊している部分が当然ございますので、市の商工対策としてもやはり一時支援金、まだ正確には言えませんが、それに対象にならないような方にも支援ができるような仕組みをやりながら、また効果的なものについても商工会議所やら商工会等の意見も聞きながら、その制度、本当に効果的なものではないと、かつタイムリーなものではないといけないのかなと思いますので、そこに意見をもらいながら、新しい支援策

というか、そういうものを考えていきたいなというふうには思っています。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 緊急経済対策支援補助金というのが2億5,500万円、対象が大幅に少なかったということなのだけれども、そこら辺はどのようなのですか。この対象とならない人たちの支援だよね。

○委員長（針谷正夫君） 秋間商工振興課長。

○商工振興課長（秋間広行君） 当初から本当につかみの中で、大体栃木市のほうでは、今回の減額した制度の中では、持続可給付金のいわゆる市バージョン、それと家賃補助金の市バージョン、2つ設けてございましたが、いわゆる事業継続補助金については市のほうは30%から50%減少ということで捉えていたのですけれども、アナウンスは最初、中間、締め、結構やりまして、金融機関のほうにも全部照会をかけたのですけれども、これ結果的にってしまうと思うのですけれども、国のほうに申請した方が多かったのと、これあくまでも予想ですけれども、多かったこととか、あと、もしくはそこまで、30%までいかない方もいたと思いますので、そこら辺が我々からすると申請主義なものですから、アナウンスはどんどん周知はしていたのですけれども、結果的に少なかったと。

あと、家賃のほうは、多分析木市の場合はやはり所有者の方が多くて、いわゆる借りている方は本当にまちの中だけなのかなと。先ほど言った30%、50%になると限定的になりますので、そういう意味ではいわゆる少なかった原因の大きなところなのかなということで、私のほうでは推測しているところでございます。

○委員長（針谷正夫君） よろしいですか。

それでは、質疑はほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第12号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第12号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（針谷正夫君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもちまして産業教育常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

（午後 2時19分）